

愛西市こども計画



令和7年3月

愛西市

〈本計画における「子ども」の表記について〉

- ・本計画においては、「子ども」と表記します。
- ・ただし、法律等に根拠がある語や固有名詞で「こども」が使用されている場合は、その表記にしています。

はじめに

近年、少子化による家庭形態の変化、児童虐待の顕在化、地域コミュニティ意識の希薄化などにより、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化し、子育てにおける不安や孤立感といった悩みを抱える保護者が増加しています。

愛西市においても少子化は大きな課題の一つであり、女性の就労意欲の向上や経済的理由等による就労率の高まりなど、子どもとその家庭の状況も大きく変化している中、子どもの育ちと子育てを、地域をはじめ社会全体で支援していくことが求められています。



こうした社会情勢の変化を背景に、ライフスタイルに合わせた多様な子育て支援サービスを提供していくため、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画とする「愛西市こども計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでに取組を進めてきた第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画を継承し、「元気な子どもと地域をみんなで一緒に育むまち 愛西」を基本理念に、家庭を基本としつつ、地域・社会・行政が相互に連携・役割分担をしながら、子どもや子育て家庭への支援を充実することで、全ての子どもたちが、健やかに自分らしく成長していくことのできるまちの実現を目指しています。

本市では、総合的・包括的な子育て支援を行えるよう、「愛西市こども家庭センター」を設置し、妊娠期から全ての妊産婦と子ども、保護者を切れ目なくサポートする子育て総合相談窓口として、子育てに関する相談や虐待、ヤングケアラーなどの問題を抱えた家庭に関する支援につなげています。また、働きながら安心して子育てができるように保育環境等を整え、子育て支援サービスの充実も図っております。

今後も本計画に基づき、様々な施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭への支援を充実することで、子どもの健やかな成長を見守り安心して産み育てられる環境づくりにつなげてまいりますので、これからも市民の皆様の一層のご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画にあたり多くの貴重なご意見をご提案いただきました市民の皆様、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

愛西市長 日永 貴章

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の法的根拠と位置づけ	4
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	5

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1	人口・世帯	8
2	出生の動向	12
3	世帯の状況	14
4	女性の就業状況	16
5	婚姻の動向	18
6	子育て支援サービス	20

第3章 アンケート調査結果

1	子どもと家族の状況等【就学前児童・小学生】	26
2	母親の就労状況【就学前児童・小学生】	27
3	保護者の育児休業の取得状況【就学前児童】	28
4	平日の定期的な教育・保育事業【就学前児童】	28
5	地域子育て支援拠点事業【就学前児童】	29
6	子育て支援事業等の認知度【就学前児童】	31
7	子どもが病気の際の対応【就学前児童】	32
8	放課後の過ごし方【小学生】	34
9	地域との関わり【就学前児童・小学生】	35
10	愛西市に望む子育て支援事業【就学前児童・小学生】	36
11	悩みごと【中高生】	38
12	ヤングケアラー【中高生】	39

第4章 愛西市の子ども・子育てを取り巻く課題

1	第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画の評価	42
2	子ども・子育て・若者を取り巻く現状と課題	45

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	50
2 基本目標	50
3 施策の体系	54

第6章 子育て支援施策の展開

■基本目標1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない健康づくり

1 安心して妊娠・出産をするための支援	56
2 乳幼児期の健やかな成長支援	57
3 学童期・思春期・青年期における健康づくり支援	58
4 小児医療の充実	58

■基本目標2 子育て家庭に寄り添うまちづくり

1 家庭における子育て・教育の支援	59
2 共働き・共育ての推進	59
3 ひとり親家庭への支援	60

■基本目標3 子育てがしやすい地域づくり

1 子育てを支援する地域づくりの推進	61
2 子育てを支える人材の確保・育成	62
3 子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実	62
4 子育て支援サービスの充実	63

■基本目標4 子どもや若者がいきいきできる環境づくり

1 学校教育環境の整備	66
2 多様な体験や子どもが活躍できる機会の充実	67
3 遊び場や居場所づくりの推進	68

■基本目標5 子どもの安心・安全を守るまちづくり

1 犯罪被害や事故等から子どもを守る取組の推進	70
2 子どもの自殺対策の推進	71
3 子どもの非行防止と自立支援	72

■基本目標6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

1 子どもや若者の社会参画や意見表明の機会の充実	73
2 子どもの権利擁護に関する普及・啓発	73
3 児童虐待防止対策の充実	74

■基本目標7 特別な支援が必要な子どもや家庭にやさしいまちづくり

1 困難を抱える家庭の早期発見・早期支援	75
----------------------	----

2	子どもの貧困対策の推進	75
3	障害のある子どもや家庭への支援	76
4	外国人の子どもや家庭への支援	77
■基本目標8 次代を担う子どもや若者が活躍できるまちづくり		
1	若者の生活基盤の確保	78
2	結婚を望む人や新生活を始める世帯への支援の充実	78
3	妊娠を望む人への支援	78
第7章 子ども・子育て支援事業計画		
1	子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み	80
2	各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策	85
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	87
4	幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	102
5	子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	103
第8章 計画の進行管理		
1	施策の実施状況の点検	106
2	国・県等との連携	106
資 料		
1	用語解説	108
2	愛西市子ども子育て会議設置要綱	111
3	愛西市子ども子育て会議委員名簿	113
4	策定経緯	114

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

我が国では少子化が進展し、令和5年の出生数は72万7,277人で、前年より4万3,482人減少し、統計を開始した明治32年以来、最少となりました。また、合計特殊出生率は第1次ベビーブーム期である昭和24年は4.32まで上昇しましたが、第2次ベビーブーム期のピークである昭和48年には2.14まで低下しました。その後も低下は続き、平成17年には1.26まで落ち込み、令和5年には1.20と過去最低となりました。

少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさをはじめとする様々な要因が複雑に絡み合っています。そのうえで、少子化を我が国の経済社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であることを社会全体で認識する必要があるとされています。

また、我が国の未来を担う子どもや若者をめぐっては、貧困やいじめ、不登校、引きこもりをはじめとする様々な課題があり、これらの課題の改善に向けて取り組み、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指していくことが求められています。

そうした中、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。さらに、同年12月22日には、「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

(2) 「こども基本法」と「こども大綱」

■ こども基本法の概要

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、同法第10条において、市町村は、「こども大綱」、「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を作成する努力義務が課せられています。

〈こども基本法の基本理念〉

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | |
|---|---|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p> <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> <p>3 年齢や発達 の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。</p> | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。</p> <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。</p> <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。</p> |
|---|---|



■ こども大綱の概要

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたものです。「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められています。

(3) 愛西市の動向

本市においては、令和2年度から令和6年度までを期間とする「第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」といいます。）とそのアクションプランである「第2期愛西市子育て応援プラン」に基づき、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を進めてきました。

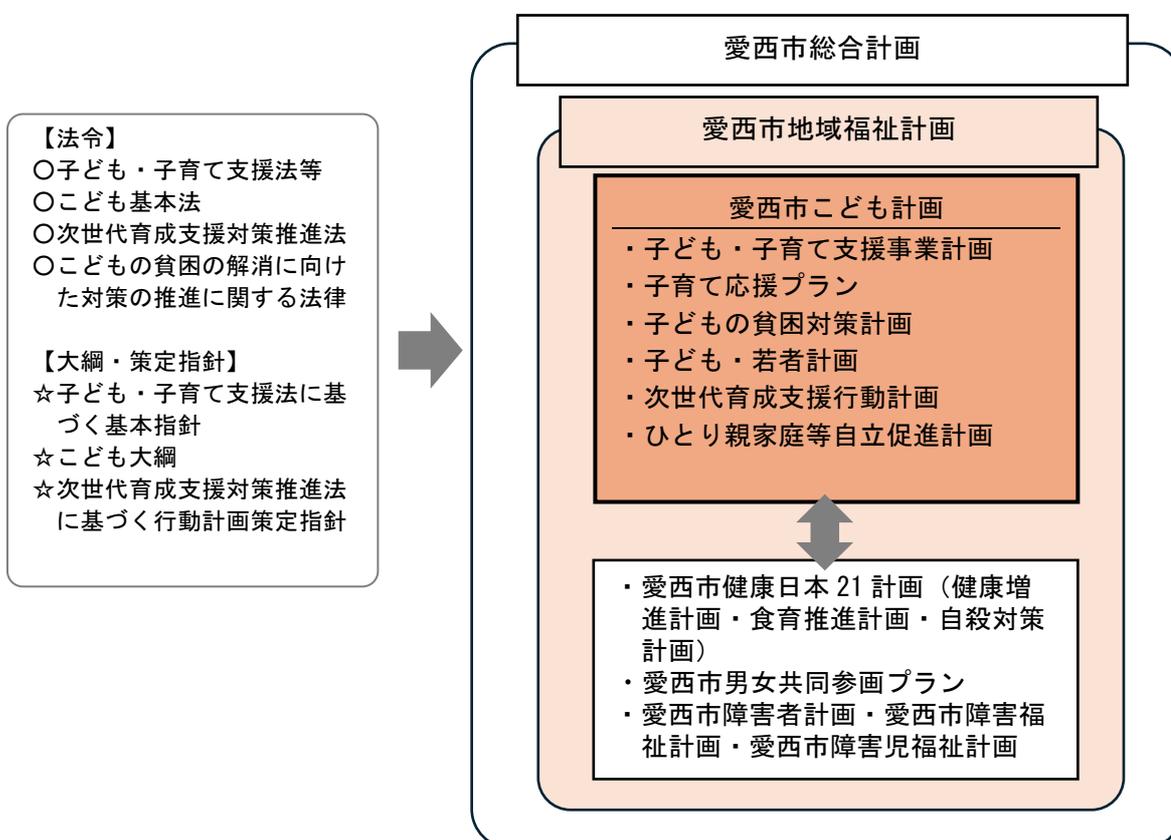
令和6年度末をもってこれらの計画期間が終了することから、「第2期計画」や「第2期愛西市子育て応援プラン」の考え方を引き継ぎつつ、社会環境の変化や本市の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題、国の動向を踏まえながら子どもに関する施策を総合的に推進するため、新たに「愛西市こども計画」を策定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、より効果的に子ども・子育て支援を推進していくために「愛西市子ども・子育て支援事業計画」と「愛西市子育て応援プラン」を一体的に策定します。

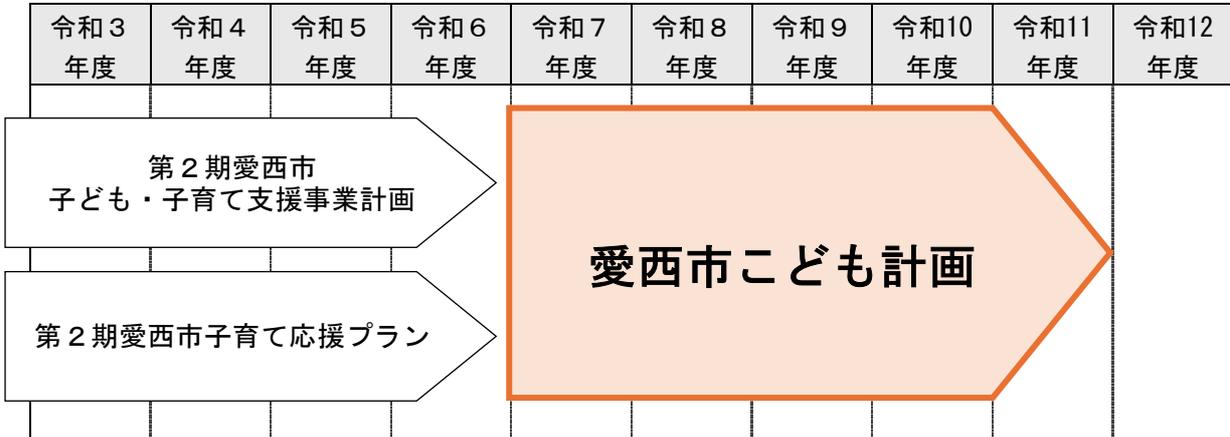
また、「こども基本法」の制定を踏まえ、同法第10条に基づく「市町村こども計画」の内容を含むものとして策定し、子ども施策に全体として統一的に横串を刺し、住民にとって分かりやすいものとするとともに、「こども大綱」に定められた基本的な方針、重点事項等を勘案しながら、次の計画と一体的に作成します。

○子ども・子育て支援事業計画	○子ども・若者計画
○子育て応援プラン	○次世代育成支援行動計画
○子どもの貧困対策計画	○ひとり親家庭等自立促進計画



3 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を令和7年度から令和11年度までとします。また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査の実施

計画策定に先立ち、アンケート調査を実施し、計画の基礎資料とします。今回の調査では、子どもの意見の反映という観点から、これまでの保護者調査に加え、新たに若者の生活実態に関するアンケート調査を実施しました。

調査の概要は次のとおりです。

【調査の概要】

調査の種類	子育て支援に関するアンケート調査		若者の生活実態に関するアンケート調査
	就学前児童の保護者調査	小学生の保護者調査	
調査対象者	愛西市に居住する就学前児童の保護者から無作為抽出	愛西市に居住する小学生の保護者から無作為抽出	愛西市に居住する中学生・高校生から無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送・WEBによる回収		
調査期間	令和6年1月16日～令和6年2月13日		
対象者数	2,286	2,771	3,338
配布数	1,000	1,000	1,000
有効回答数	482	485	337
有効回答率	48.2%	48.5%	33.7%

(2) 愛西市子ども子育て会議の開催

子育ての当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の事情を踏まえて実施するために、市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「愛西市子ども子育て会議」を開催し、今後の子育て支援施策や計画の方針等について検討しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く市民などから意見を募り、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

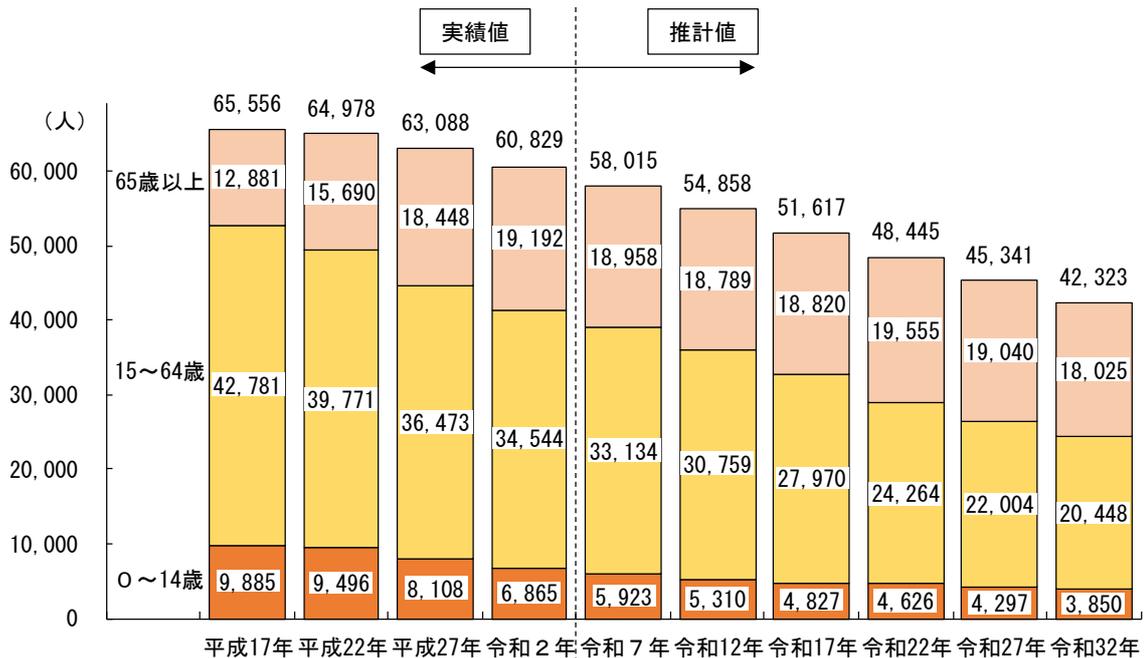
1 人口・世帯

(1) 人口の推移

国勢調査によると、総人口は減少を続けており、令和2年における本市の総人口は、60,829人です。年齢区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少を続けているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も年少人口及び生産年齢人口は減少を続ける見込みです。

図表2-1 人口の推移



注：平成17～令和2年の総人口は年齢不詳を含む。

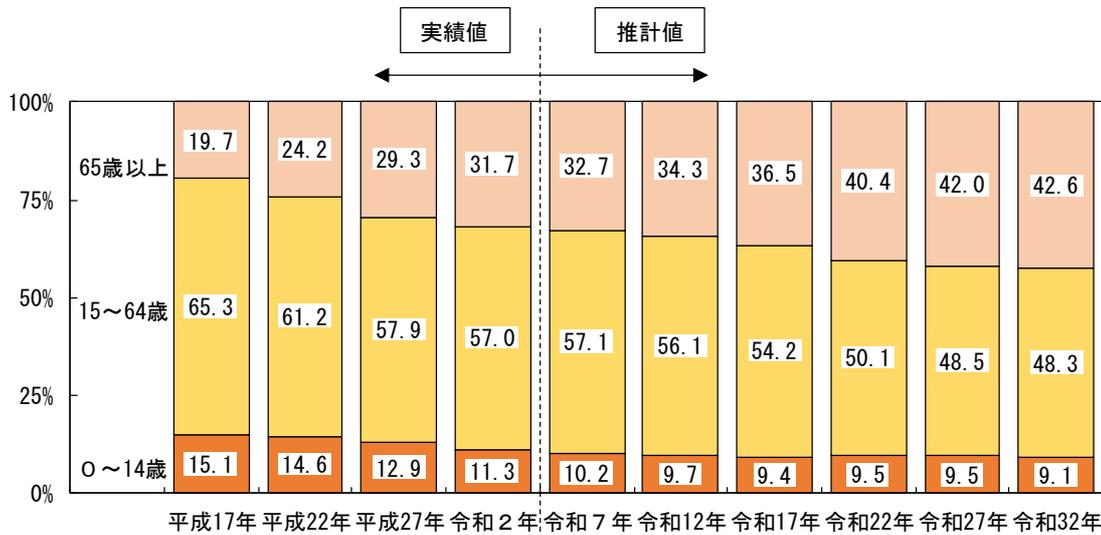
資料：平成17～令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5年推計）

人口構成比をみると、総人口に占める高齢者人口の割合は上昇し、令和2年には31.7%となっている一方で、年少人口及び生産年齢人口の割合は低下を続けています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も高齢者人口の割合は上昇する一方で、生産年齢人口及び年少人口の割合は低下する傾向にあり、令和12年には年少人口は10%を下回る見込みです（図表2-2）。

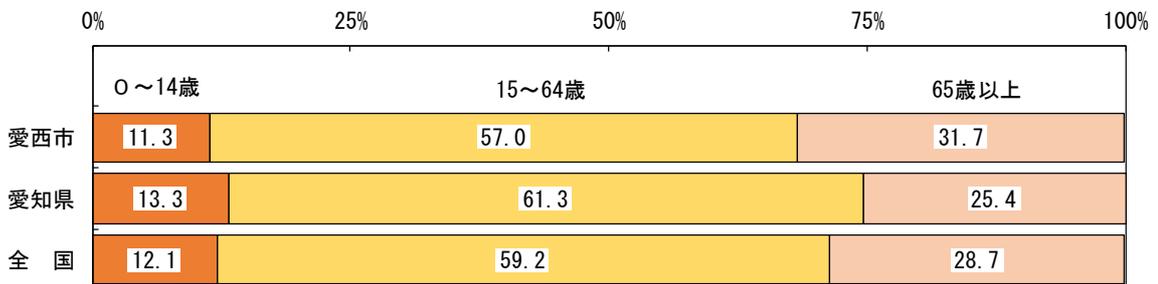
愛知県及び全国と比較すると、本市は高齢者人口の割合が高くなっています（図表2-3）。

図表2-2 人口構成比



資料：平成17～令和2年は国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計（令和5年推計）

図表2-3 人口構成比（愛知県・全国との比較）

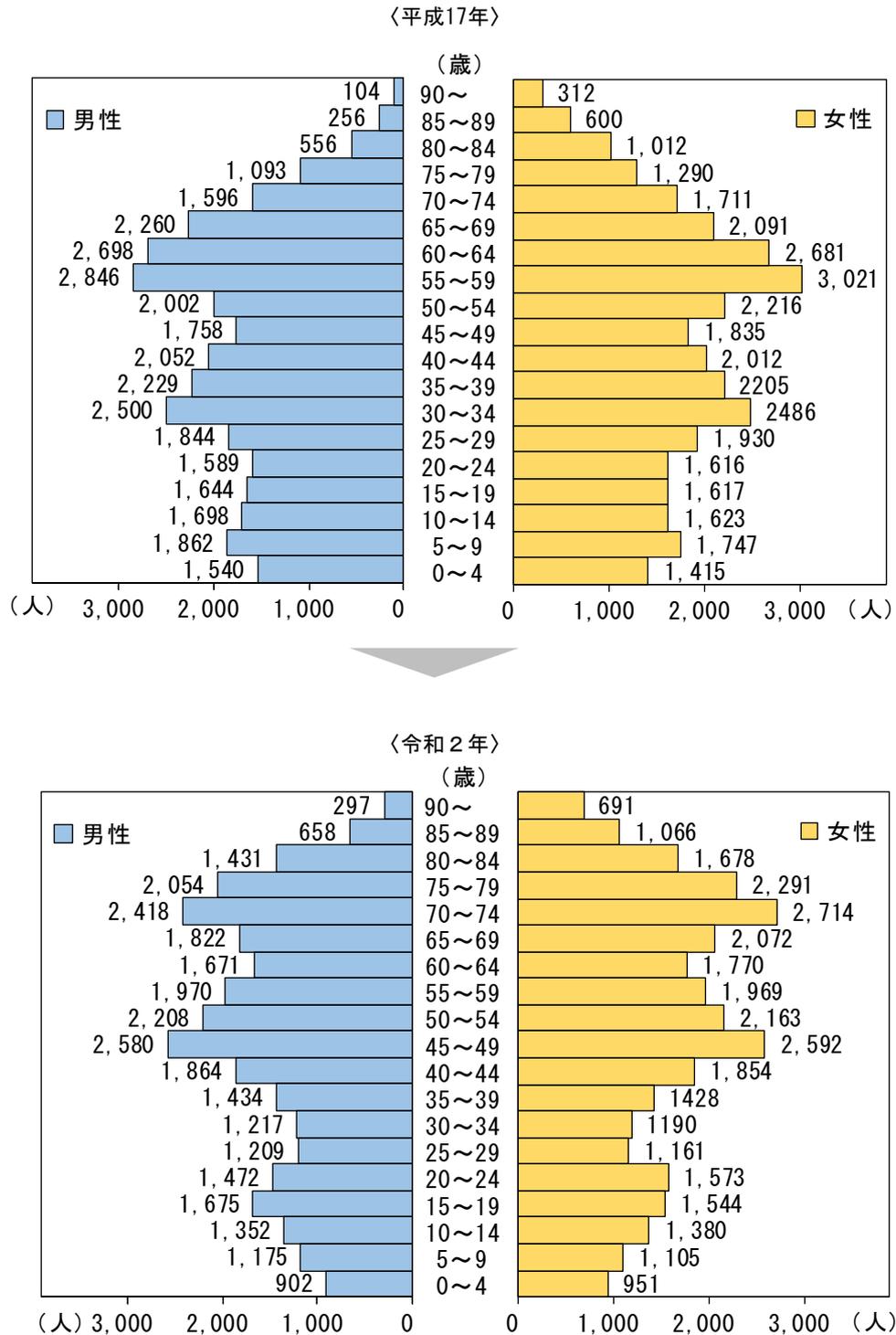


資料：国勢調査（令和2年）

(2) 人口ピラミッド

平成17年と令和2年の男女別5歳階級別人口（人口ピラミッド）をみると、令和2年は年少人口の減少及び高齢者人口の増加により、ピラミッドの下部が狭く、上部が広い不安定な形になっています。

図表2-4 人口ピラミッド



資料：国勢調査

(3) 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

令和6年4月1日の本市の子ども数（18歳未満人口）は、8,230人となっています。

年齢階級別にみると、年齢階級が下がるほど少なくなる傾向にあり、15～17歳が1,687人と多く、0～1歳が1,025人と少なくなっています。

18歳未満人口は、令和2年の9,035人から4年間で805人減少しています。

図表2-5 18歳未満（年齢3歳階級別）人口の推移

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	347	280	337	316	278
1歳	383	380	305	367	352
2歳	384	402	407	327	395
0～2歳	1,114	1,062	1,049	1,010	1,025
3歳	406	418	421	417	336
4歳	422	414	421	432	432
5歳	442	434	418	427	442
3～5歳	1,270	1,266	1,260	1,276	1,210
6歳	481	452	436	428	437
7歳	434	482	458	442	438
8歳	491	434	488	465	443
6～8歳	1,406	1,368	1,382	1,335	1,318
9歳	507	494	441	492	462
10歳	554	510	504	444	495
11歳	556	555	511	500	443
9～11歳	1,617	1,559	1,456	1,436	1,400
12歳	522	562	556	515	503
13歳	583	525	563	563	518
14歳	571	581	530	559	569
12～14歳	1,676	1,668	1,649	1,637	1,590
15歳	640	569	578	536	558
16歳	631	647	576	583	550
17歳	681	630	649	582	579
15～17歳	1,952	1,846	1,803	1,701	1,687
合計	9,035	8,769	8,599	8,395	8,230

資料：子育て支援課（各年4月1日）

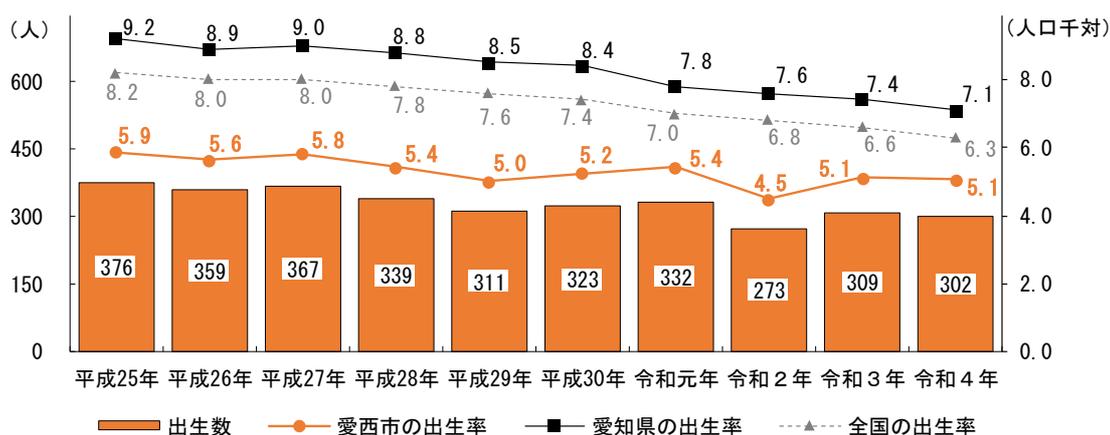
2 出生の動向

(1) 出生数・率の推移

本市における令和4年の出生数は302人です。平成25年以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

出生率（人口千対）についてみると、低下傾向にあり、本市は愛知県及び全国よりも低い率で推移しています。

図表2-6 出生数・率（人口千対）の推移



資料：愛知県衛生年報及び厚生労働省人口動態統計

(2) 母の年齢別出生数と構成比

母の年齢別に出生数をみると、30～34歳が占める割合が37.1%と最も高くなっています。また、35～39歳の割合は上昇傾向にあります。

図表2-10 母の年齢別出生数と構成比

母親の年齢	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	出生数 (人)	構成比 (%)								
15歳未満	1	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	6	1.9	3	0.9	2	0.7	2	0.6	2	0.7
20～24歳	25	7.7	42	12.7	25	9.2	31	10.0	18	6.0
25～29歳	93	28.8	79	23.8	82	30.0	88	28.5	91	30.1
30～34歳	111	34.4	120	36.1	90	33.0	115	37.2	112	37.1
35～39歳	64	19.8	68	20.5	59	21.6	61	19.7	68	22.5
40～44歳	22	6.8	20	6.0	15	5.5	12	3.9	10	3.3
45～49歳	1	0.3	-	-	-	-	-	-	1	0.3
計	323	100.0	332	100.0	273	100.0	309	100.0	302	100.0

資料：愛知県衛生年報

(3) 低体重児出生数・率の推移

出生時の体重が2,500g未満の低体重児の出生数は、平成25年以降、24～37人で推移しています。低体重児出生率をみると、平成28年から令和2年の5年間は愛知県及び全国を上回って推移していましたが、令和3年、令和4年は愛知県及び全国を下回りました。令和4年現在、7.9%です。

図表2-11 低体重出生数・率の推移

単位：%

区 分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
愛西市	人数	31人	37人	32人	34人	35人	35人	36人	36人	27人	24人
	率	8.2	10.3	8.7	10.0	11.3	10.8	10.8	13.2	8.7	7.9
愛知県（率）	9.6	9.8	9.8	9.7	9.5	9.7	9.7	9.2	9.8	9.7	
全 国（率）	9.4	9.5	9.5	9.4	9.4	9.4	9.4	9.2	9.4	9.4	

資料：愛知県衛生年報及び厚生労働省人口動態統計

(4) 乳児死亡率、新生児死亡率の推移

生後1年未満の死亡を乳児死亡、生後4週間（28日）未満の死亡を新生児死亡といいます。通常、出生千対の乳児死亡率、新生児死亡率でみます。本市の乳児死亡率、新生児死亡率は図表2-12、図表2-13のとおりです。

図表2-12 乳児死亡数・率の推移

単位：率は出生千対

区 分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
愛西市	人数	0人	2人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	0人	1人
	率	-	5.6	-	-	3.2	-	-	3.7	-	3.3
愛知県（率）	2.0	2.1	2.1	1.8	1.6	1.7	1.9	1.7	1.9	1.9	
全 国（率）	2.1	2.1	1.9	2	1.9	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8	

資料：愛知県衛生年報及び厚生労働省人口動態統計

図表2-13 新生児死亡率・率の推移

単位：率は出生千対

区 分	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
愛西市	人数	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
	率	-	-	-	-	3.2	-	-	-	-
愛知県（率）	2.0	0.9	0.9	1.0	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0	0.9
全 国（率）	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8

資料：愛知県衛生年報及び厚生労働省人口動態統計

3 世帯の状況

(1) 子どものいる世帯

令和2年の本市の一般世帯数は21,690世帯、うち18歳未満親族のいる世帯は5,044世帯、6歳未満親族のいる世帯は1,686世帯です。平成12年以降、一般世帯数は増加しているものの、18歳未満親族のいる世帯及び6歳未満親族のいる世帯は減少しています。

子どものいる世帯の割合をみると、18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯ともに愛知県及び全国を上回って推移していましたが、平成27年には6歳未満親族のいる世帯が愛知県を下回りました。

図表2-14 子どものいる世帯

単位：世帯（％）

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
愛西市	19,089 (100.0)	19,870 (100.0)	20,731 (100.0)	21,106 (100.0)	21,690 (100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	6,787 (35.6)	6,616 (33.3)	6,429 (31.0)	5,861 (27.8)	5,044 (23.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	2,883 (15.1)	2,730 (13.7)	2,274 (11.0)	1,941 (9.2)	1,686 (7.8)
愛知県	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(28.6)	(27.2)	(25.4)	(23.9)	(21.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	(12.7)	(11.9)	(10.8)	(9.9)	(8.6)
全 国	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
18歳未満親族のいる一般世帯	(27.9)	(25.3)	(23.1)	(21.5)	(19.3)
6歳未満親族のいる一般世帯	(11.4)	(10.5)	(9.4)	(8.7)	(7.6)

注：平成12年は佐屋町、立田村、八開村、佐織町の合計
資料：国勢調査

(2) 一般世帯の家族類型

国勢調査から、子どものいる世帯の家族類型をみると、子どものいる世帯のうち核家族世帯の割合は、18歳未満親族のいる世帯が75.0%、6歳未満親族のいる世帯が78.8%となっています。

本市の子どものいる核家族世帯の割合は愛知県（18歳未満世帯87.8%、6歳未満世帯90.4%）、全国（18歳未満世帯86.7%、6歳未満世帯89.3%）よりも低くなっています。

18歳未満親族のいるひとり親世帯数は、母子世帯が207世帯、父子世帯が21世帯です。

図表2-15 一般世帯の家族類型

単位：世帯（%）

区 分	一般世帯数	親族世帯		非親族世帯	単独世帯	母子世帯	父子世帯
		核家族世帯	その他の親族世帯				
愛 西 市	21,690	13,908	3,307	150	4,298	227	29
	(100.0)	(64.1)	(15.2)	(0.7)	(19.8)	(1.0)	(0.1)
	18歳未満親族のいる一般世帯	5,044	3,782	1,238	23	1	207
	(100.0)	(75.0)	(24.5)	(0.5)	(0.0)	(4.1)	(0.4)
6歳未満親族のいる一般世帯	1,686	1,329	351	6	-	39	4
	(100.0)	(78.8)	(20.8)	(0.4)	(-)	(2.3)	(0.2)
愛 知 県	(100.0)	(55.5)	(6.9)	(0.9)	(36.3)	(1.1)	(0.1)
18歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(87.8)	(11.8)	(0.4)	(0.1)	(4.5)	(0.5)
6歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(90.4)	(9.2)	(0.4)	(-)	(2.1)	(0.1)
全 国	(100.0)	(54.1)	(6.8)	(0.9)	(38.0)	(1.2)	(0.1)
18歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(86.7)	(12.8)	(0.4)	(0.1)	(5.4)	(0.6)
6歳未満親族のいる一般世帯	(100.0)	(89.3)	(10.3)	(0.4)	(-)	(2.6)	(0.1)

資料：国勢調査（令和2年）

(3) 平均世帯人員の推移

本市の子どものいる世帯の平均世帯人員は減少を続け、世帯規模は縮小しており、令和2年現在、18歳未満親族のいる世帯が4.28人、6歳未満親族のいる世帯が4.30人となっています。平成17年以降、18歳未満親族のいる世帯の平均世帯人員は愛知県及び全国よりも多くなっています。

図表2-16 平均世帯人員の推移

単位：人

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
愛 西 市	3.41	3.27	3.11	2.95	2.76
18歳未満親族のいる一般世帯	4.76	4.65	4.53	4.42	4.28
6歳未満親族のいる一般世帯	4.72	4.64	4.56	4.43	4.30
愛 知 県	3.51	2.62	2.49	2.41	2.29
18歳未満親族のいる一般世帯	5.65	4.15	4.05	3.99	3.94
6歳未満親族のいる一般世帯	5.38	4.05	4.01	3.99	3.93
全 国	2.67	2.55	2.42	2.33	2.21
18歳未満親族のいる一般世帯	4.24	4.13	4.04	3.98	3.93
6歳未満親族のいる一般世帯	4.18	4.10	4.06	4.03	3.97

資料：国勢調査

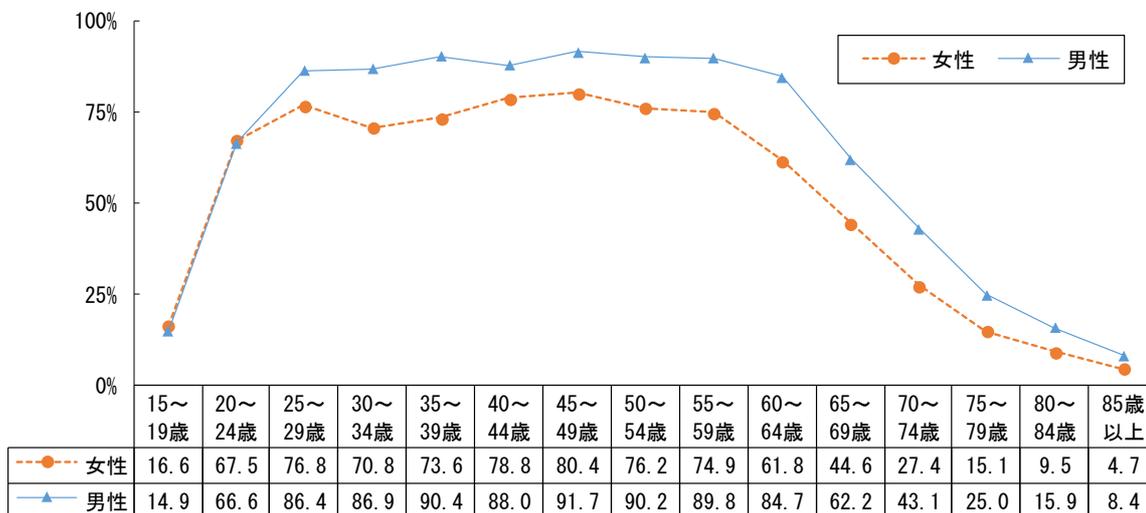
4 女性の就業状況

(1) 女性の就業率

本市における性・年齢別就業率をみると、男性の25～59歳までの就業率は85%を超え、定年を迎える60歳代からは低下していきます。これに対して女性の就業率は、25～29歳の76.8%は30～34歳には70.8%と低下しますが、その後は再度上昇し、45～49歳（80.4%）をピークに低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いたところに再び就労するという女性特有の就労状況がうかがえます（図表2-17）。

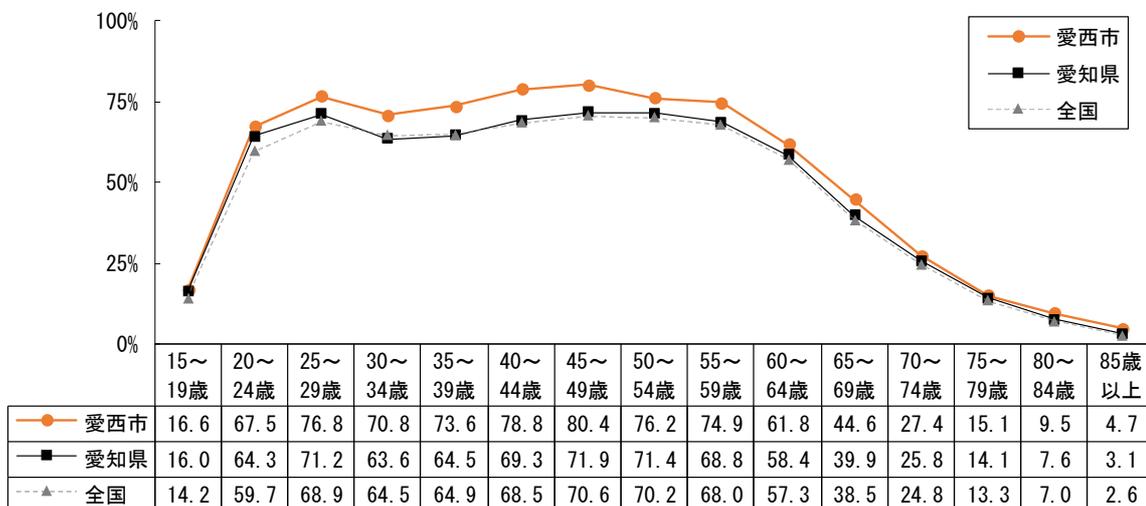
愛知県・全国と女性の就業率を比較すると、本市はいずれの年齢層においても愛知県及び全国を上回って推移しています（図表2-18）。

図表2-17 愛西市の性別・年齢別就業率



資料：国勢調査（令和2年）

図表2-18 女性の年齢別就業率（愛知県・全国との比較）



資料：国勢調査（令和2年）

(2) 女性の産業別就業状況

令和2年の女性の就業者は14,120人です。産業別では、「医療、福祉」が19.9%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」(17.5%)、「製造業」(15.7%)などとなっています。愛知県及び全国と比較すると「農業、林業」が高くなっています。

産業分類別では、第3次産業が71.7%を占めています。

図表2-19 女性の産業別就業状況

単位：人（%）

区 分	愛西市		愛知県	全国
総数	14,120	(100.0)	(100.0)	(100.0)
農業、林業	1,040	(7.4)	(2.0)	(2.8)
漁業	4	(-)	(0.1)	(0.1)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	(-)	(-)
建設業	448	(3.2)	(3.0)	(2.8)
製造業	2,219	(15.7)	(15.3)	(10.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	34	(0.2)	(0.2)	(0.2)
情報通信業	124	(0.9)	(1.5)	(2.2)
運輸業、郵便業	599	(4.2)	(3.0)	(2.7)
卸売業、小売業	2,477	(17.5)	(18.5)	(17.9)
金融業、保険業	343	(2.4)	(2.5)	(3.0)
不動産業、物品賃貸業	167	(1.2)	(1.8)	(2.0)
学術研究、専門・技術サービス業	257	(1.8)	(2.9)	(3.0)
宿泊業、飲食サービス業	925	(6.6)	(7.7)	(7.4)
生活関連サービス業、娯楽業	518	(3.7)	(4.5)	(4.6)
教育、学習支援業	794	(5.6)	(6.1)	(6.4)
医療、福祉	2,805	(19.9)	(19.7)	(22.1)
複合サービス事業	108	(0.8)	(0.6)	(0.7)
サービス業（他に分類されないもの）	693	(4.9)	(5.5)	(5.9)
公務（他に分類されるものを除く）	281	(2.0)	(1.9)	(2.4)
分類不能の産業	284	(2.0)	(3.1)	(3.2)
第1次産業	1,044	(7.4)	(2.0)	(2.9)
第2次産業	2,667	(18.9)	(18.4)	(13.7)
第3次産業	10,125	(71.7)	(76.5)	(80.2)

資料：国勢調査（令和2年）

5 婚姻の動向

(1) 未婚率の推移

本市の未婚率の推移を性・年齢別にみると、性・年齢にかかわらず未婚率は上昇しており、特に男性の35～39歳及び40～44歳、女性の30～34歳及び40～44歳は平成17年からの15年間でそれぞれ10ポイント以上高くなっています。未婚率の上昇が少子化の主な要因の一つとして考えられます。

図表 2-20 未婚率の推移

単位：％

区分		男性				女性			
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
20～24歳	愛西市	94.3	95.0	95.4	96.2	91.1	92.2	93.0	93.4
	愛知県	93.5	92.2	95.2	95.3	87.9	87.7	91.0	91.8
	全国	93.7	91.4	95.0	95.2	89.1	87.8	91.4	92.3
25～29歳	愛西市	75.0	75.5	77.3	77.3	63.0	64.6	68.1	68.9
	愛知県	71.8	69.4	72.8	72.2	55.8	55.1	57.4	58.4
	全国	71.9	69.2	72.7	72.9	59.6	58.9	61.3	62.4
30～34歳	愛西市	43.2	51.1	51.0	52.4	26.3	34.1	34.4	36.2
	愛知県	45.7	44.8	46.3	45.4	27.0	29.4	29.9	29.9
	全国	47.4	46.0	47.1	47.4	32.5	33.9	34.6	35.2
35～39歳	愛西市	27.4	31.5	36.5	38.4	15.3	17.0	21.9	23.8
	愛知県	29.1	33.6	34.5	33.0	15.1	18.8	20.4	19.4
	全国	29.9	34.8	35.0	34.5	18.8	22.7	23.9	23.6
40～44歳	愛西市	18.0	23.9	26.7	30.4	7.8	12.2	14.5	18.7
	愛知県	20.9	26.6	29.5	28.1	9.5	13.8	16.2	16.3
	全国	22.0	28.0	30.0	29.1	12.5	17.1	19.3	19.4
45～49歳	愛西市	11.4	17.7	22.3	25.5	3.8	7.2	12.0	13.1
	愛知県	16.2	20.4	24.9	26.4	6.4	9.7	13.2	14.5
	全国	17.1	22.0	25.9	27.2	8.6	12.4	16.1	17.6

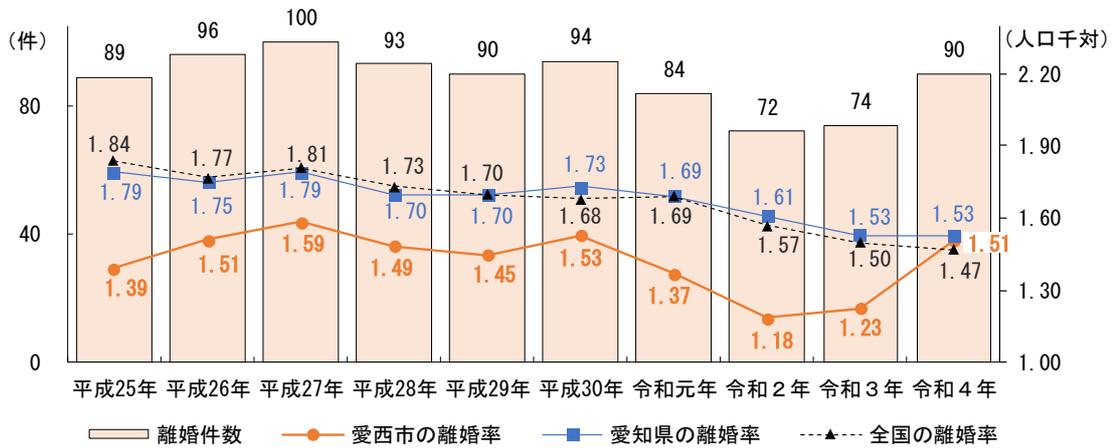
資料：国勢調査

(2) 離婚件数の推移

令和4年における本市の離婚件数は90件です。平成27年をピークに減少傾向にありましたが、令和3年に再び上昇に転じました。

離婚率（人口千対）にはばらつきがあり、平成25年以降、愛知県及び全国を下回って推移してきたものの、令和4年には全国を上回りました。

図表2-21 離婚件数・離婚率



資料：愛知県衛生年報及び厚生労働省人口動態統計

6 子育て支援サービス

(1) 教育・保育の状況

令和6年4月1日現在、本市の小学校就学前の子ども数は2,235人です。就園状況は、保育園が888人、認定こども園が601人、幼稚園が167人となっており、就園児数は1,656人で、就学前の子ども数の74.1%を占めています（図表2-22）。

年齢別の就園状況の構成割合は、0歳児では11.8%、1歳児では46.6%、2歳児では69.9%と年齢とともに就園児の割合が上昇します。さらに、3歳児になると幼稚園の利用開始及び認定こども園の利用者の増加にともない、就園児の割合が大幅に上昇し、3歳以上では保育園、幼稚園、認定こども園を合わせて95%以上を占めています（図表2-23）。

図表2-22 保育園・認定こども園・幼稚園の就園状況

単位：人

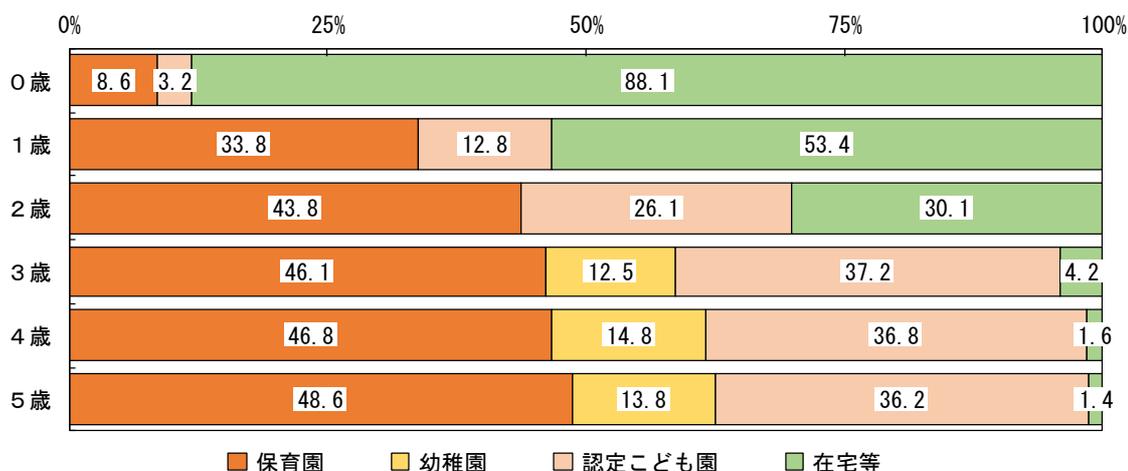
区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
保育園	24	119	173	155	202	215	888
幼稚園	0	0	0	42	64	61	167
認定こども園	9	45	103	125	159	160	601
在宅等	245	188	119	14	7	6	579
就学前の子ども数	278	352	395	336	432	442	2,235

注1：幼稚園、保育園、認定こども園の園児数は令和6年4月1日現在（市外の園に通う園児を含む）

注2：「在宅等」は就学前の子ども数から園児数の合計を除いたもの

資料：子育て支援課（令和6年4月1日）

図表2-23 保育園・認定こども園・幼稚園の就園状況の構成割合



資料：子育て支援課（令和6年4月1日）

(2) 保育園の年齢別在籍者数と定員数

令和6年4月1日現在、本市における認可保育園は、公立が2園、私立が4園です。保育園の在籍者数は減少を続けており、令和6年4月1日現在、956人の子どもが在籍し、入園率は83.9%です。

図表2-24 保育園の在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	在籍者	34	24	37	25	25
	定員	114	114	114	105	94
1歳	在籍者	153	137	110	155	129
	定員	131	131	131	123	106
2歳	在籍者	182	201	194	156	184
	定員	210	210	210	192	170
3歳	在籍者	257	224	239	229	166
	定員	290	290	290	270	250
4歳	在籍者	241	261	234	247	223
	定員	305	305	305	280	260
5歳	在籍者	274	246	264	235	229
	定員	305	305	305	280	260
合 計	在籍者	1,141	1,093	1,078	1,047	956
	定員	1,355	1,355	1,355	1,250	1,140
入園率		84.2%	80.7%	79.6%	83.8%	83.9%

注：在籍者は市外在住の園児を含む

資料：子育て支援課（各年4月1日）

(3) 認定こども園の年齢別在籍者数と定員数

令和6年4月1日現在、本市における認定こども園は6園です。認定こども園の在籍者数は増加傾向にあり、令和6年4月1日現在、647人の子どもが在籍し、入園率は98.9%です。

図表 2-25 認定こども園の年齢別在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	在籍者	9	3	3	7	10
	定員	18	18	18	18	23
1歳	在籍者	43	43	17	36	45
	定員	35	35	35	32	42
2歳	在籍者	40	60	53	45	103
	定員	43	43	43	51	66
3歳	在籍者	71	71	87	150	143
	定員	77	77	77	169	180
4歳	在籍者	81	70	70	157	166
	定員	85	85	85	156	169
5歳	在籍者	71	84	71	152	180
	定員	84	84	84	161	174
合 計	在籍者	315	331	301	547	647
	定員	342	342	342	587	654
入園率		92.1%	96.8%	88.0%	93.2%	98.9%

注：在籍者は市外在住の園児を含む

資料：子育て支援課（各年4月1日）

(4) 幼稚園の年齢別在籍者数と定員数

令和6年4月1日現在、本市における幼稚園は私立が2園です。幼稚園の在籍者数は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在、342人の子どもが在籍し、入園率は54.5%です。

図表 2-26 幼稚園の年齢別在籍者数と定員数

単位：人

区 分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
3歳	在籍者	184	204	179	122	92
	定員	303	303	303	240	240
4歳	在籍者	186	189	212	138	113
	定員	280	280	280	194	194
5歳	在籍者	199	199	190	138	137
	定員	315	315	315	194	194
合 計	在籍者	569	592	581	398	342
	定員	898	898	898	628	628
入園率		63.4%	65.9%	64.7%	63.4%	54.5%

注：在籍者は市外在住の園児を含む

資料：子育て支援課（各年4月1日）

(5) 放課後児童クラブの利用状況

令和6年4月1日現在、本市には放課後児童クラブが16か所あります。放課後児童クラブは低学年の利用が多くなっており、学年が上がるにしたがい利用者が減少する傾向にあります（図表2-27）。

放課後児童クラブの利用者数の推移をみると、令和2年以降、利用者は減少していましたが、令和5年に再び増加に転じています。

図表2-27 放課後児童クラブの利用状況

単位：人

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
佐屋児童クラブ	43	35	39	22	20	5
佐屋西児童クラブ	19	22	15	13	9	1
市江児童クラブ	19	21	13	16	13	10
永和児童クラブ	20	21	24	23	17	8
立田南部児童クラブ	13	7	16	7	7	13
立田北部児童クラブ	2	13	10	5	3	1
開治児童クラブ	5	4	8	8	1	2
八輪児童クラブ	7	9	10	7	9	3
勝幡児童クラブ	7	14	11	8	3	2
草平児童クラブ	23	16	23	10	15	4
北河田児童クラブ	19	15	12	12	14	5
西川端児童クラブ	16	17	17	19	6	3
ふれあい館児童クラブ	8	3	6	2	3	1
児童クラブれんこん村	0	2	4	4	2	4
YYSクラブ北河田	19	7	12	9	6	4
児童クラブビボ	3	2	0	3	2	3
合計	223	208	220	168	130	69

資料：子育て支援課（令和6年4月1日）

図表2-28 放課後児童クラブの利用状況の推移

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
放課後児童クラブの利用者数（人）	1,029	932	922	959	1,018

資料：子育て支援課（各年4月1日）

第3章

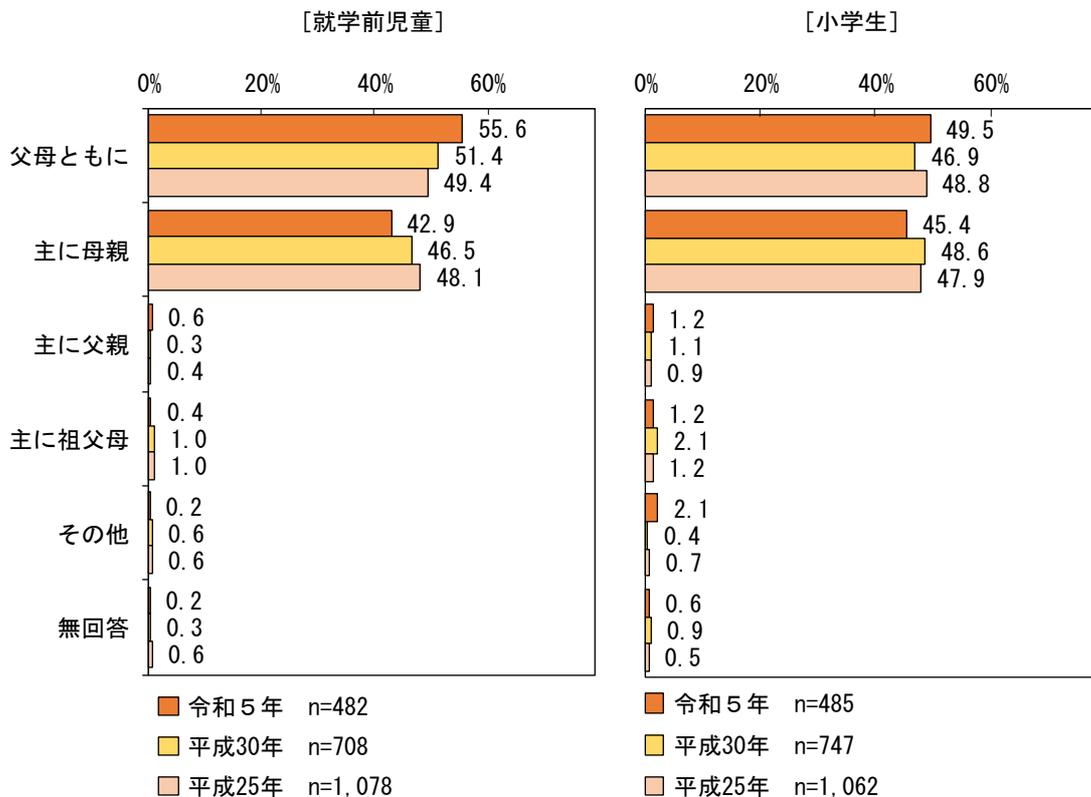
アンケート調査結果

1 子どもと家族の状況等【就学前児童・小学生】

(1) 主に子育てをしている人

■子育てを主に行っている人については、過去の調査に比べて、就学前児童の保護者は「父母ともに」が上昇し、「主に母親」が低下しています。小学生の保護者においては、平成30年度の調査結果に比べて「父母ともに」が上昇し、「主に母親」が低下しています。

図表3-1 主に子育てをしている人

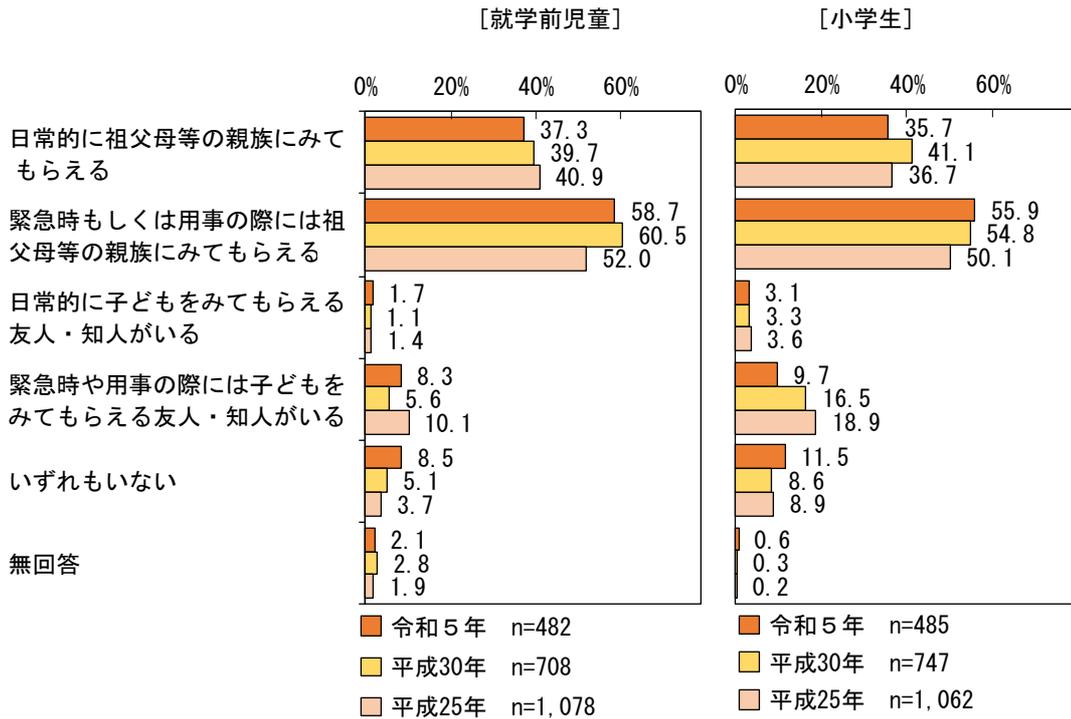


(2) 子どもをみてる人の有無

■子どもをみてる人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童・小学生の保護者ともに過半数を占めており、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」も30%以上あります。過去の調査結果に比べて就学前児童の保護者は「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が低下し、小学生の保護者は「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が上昇しています。

■「いずれもない」は就学前児童・小学生の保護者ともに上昇傾向にあります。

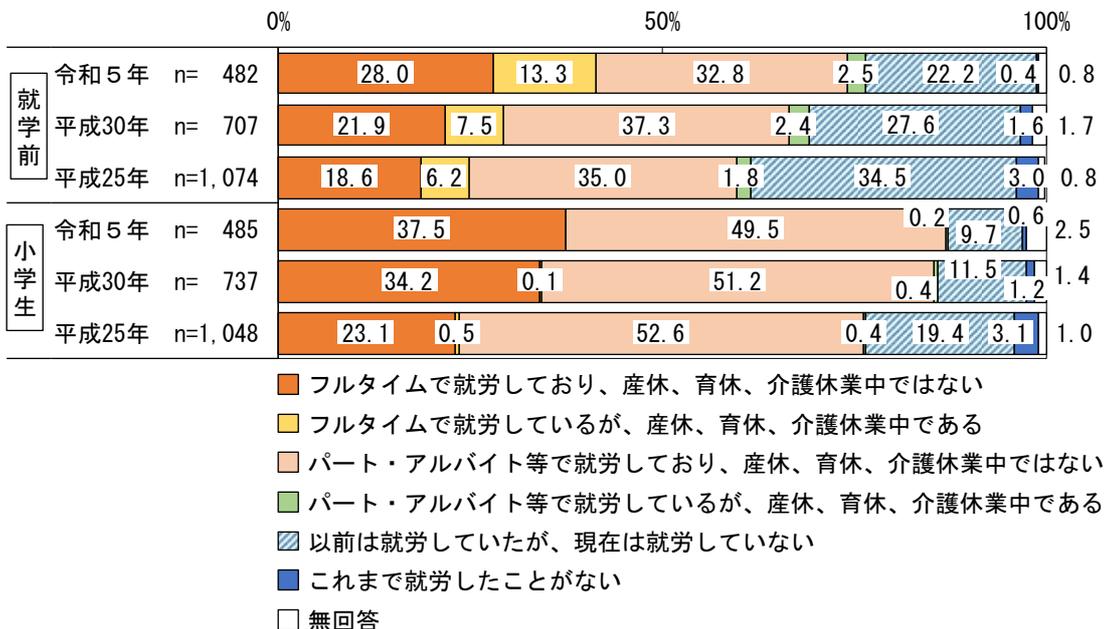
図表3-2 子どもをみてくれる人の有無（複数回答）



2 母親の就労状況【就学前児童・小学生】

■ 母親の就労状況・形態をみると、就学前児童、小学生の母親ともに「フルタイム」、「パート等」、「育休・介護休業中」を合計した〈就労している割合〉が上昇し、「就労していない（非就労）」が低下を続けています。小学生の保護者では90%近くが就労しています。

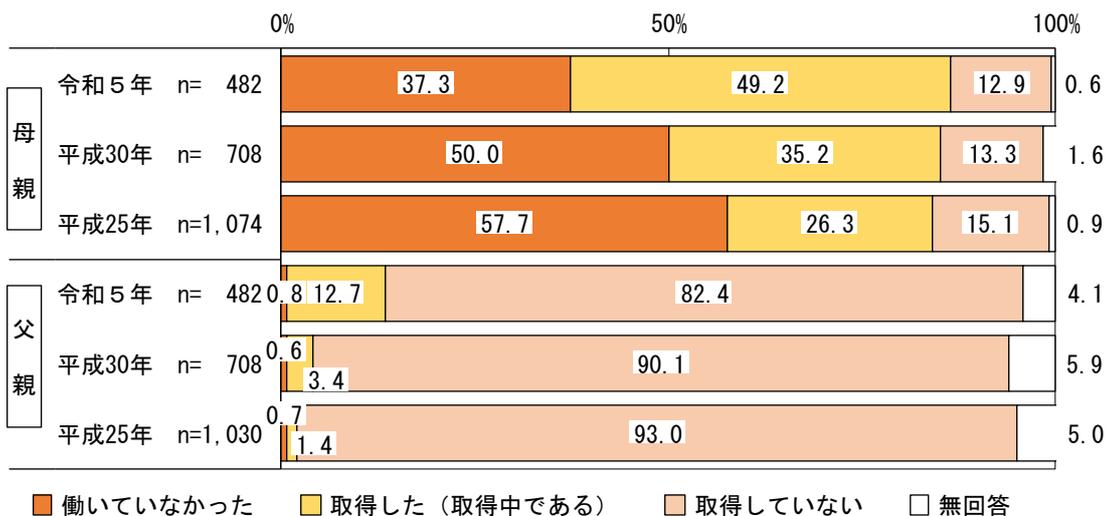
図表3-3 母親の就労状況



3 保護者の育児休業の取得状況【就学前児童】

- 保護者の育児休業の取得状況をみると、母親の取得状況は、「取得した（取得中である）」が上昇し、令和5年度には49.2%となっています。
- 父親の取得状況をみると、過去の調査結果に比べて「取得した（取得中である）」が上昇しています。

図表3-4 保護者の育児休業の取得状況

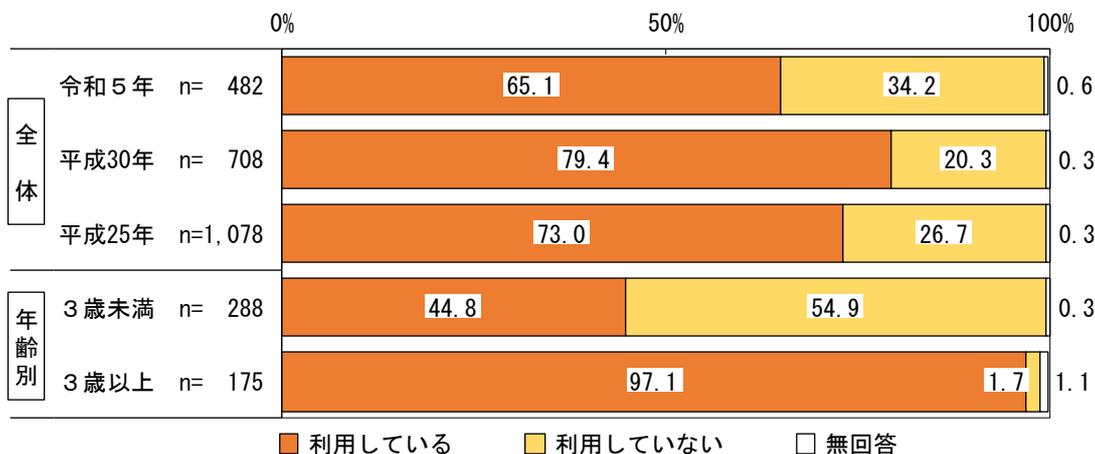


4 平日の定期的な教育・保育事業【就学前児童】

(1) 平日利用している教育・保育事業の利用状況

- 平日の教育・保育事業の利用率は、全体では、平成30年度の調査結果に比べて14.3ポイント低下しています。子どもの年齢別にみると、3歳以上では97.1%を占めています。

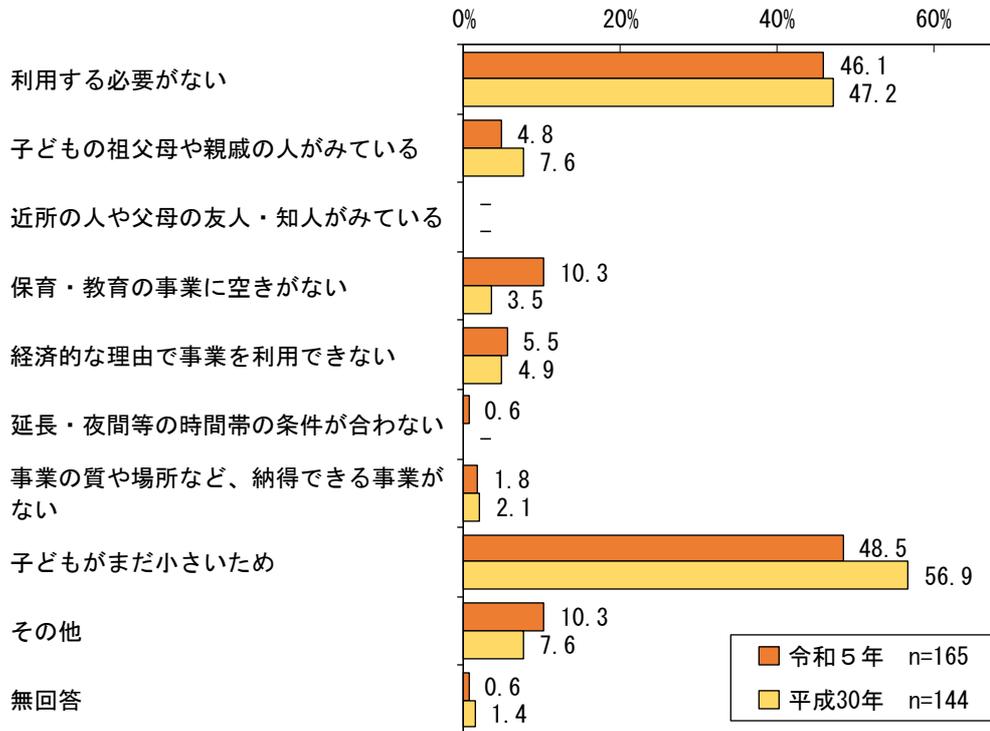
図表3-5 平日利用している教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



(2) 平日に教育・保育事業を利用していない理由

■ 平日の教育・保育事業を利用しない理由は、「子どもがまだ小さいため」(48.5%)、「利用する必要がない」(46.1%)となっています。また、平成30年度の調査結果に比べると「保育・教育の事業に空きがない」が6.8ポイント高くなっています。

図表3-6 平日に教育・保育事業を利用していない理由（就学前児童、利用していない人、複数回答）



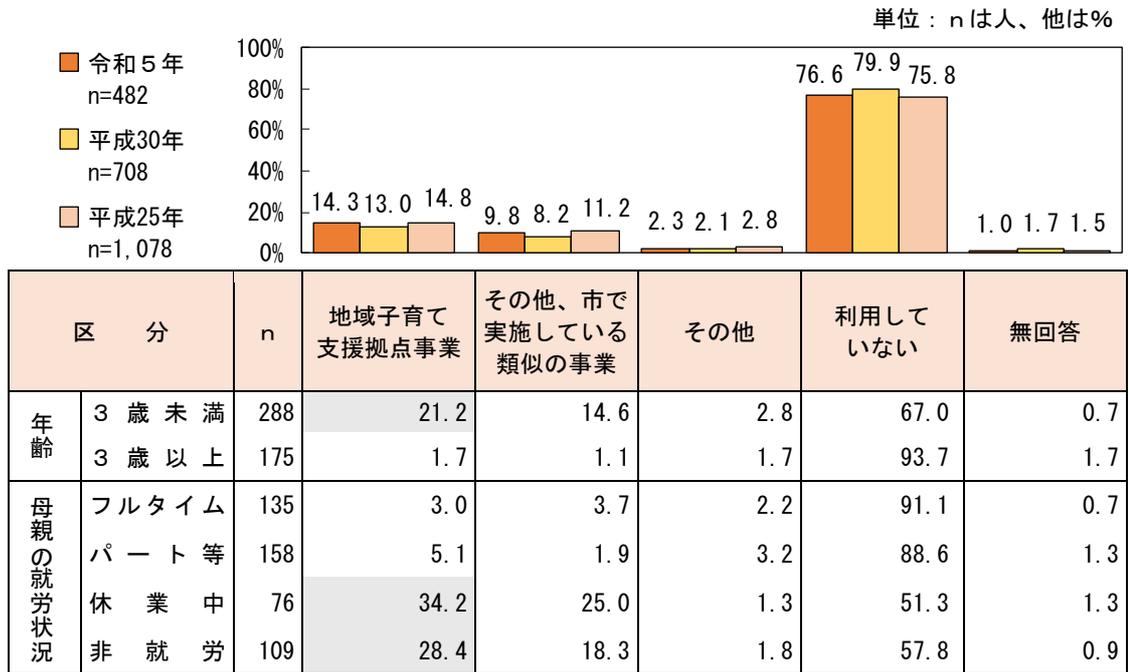
5 地域子育て支援拠点事業【就学前児童】

(1) 地域子育て支援拠点事業の利用状況

■ 地域子育て支援拠点事業の利用率は、全体では、過去の調査結果に比べて大きな変化はみられません。

■ 年齢別にみると3歳未満が高く、母親の就労状況別にみると、休業中や非就労はフルタイムやパート等に比べて高くなっています。

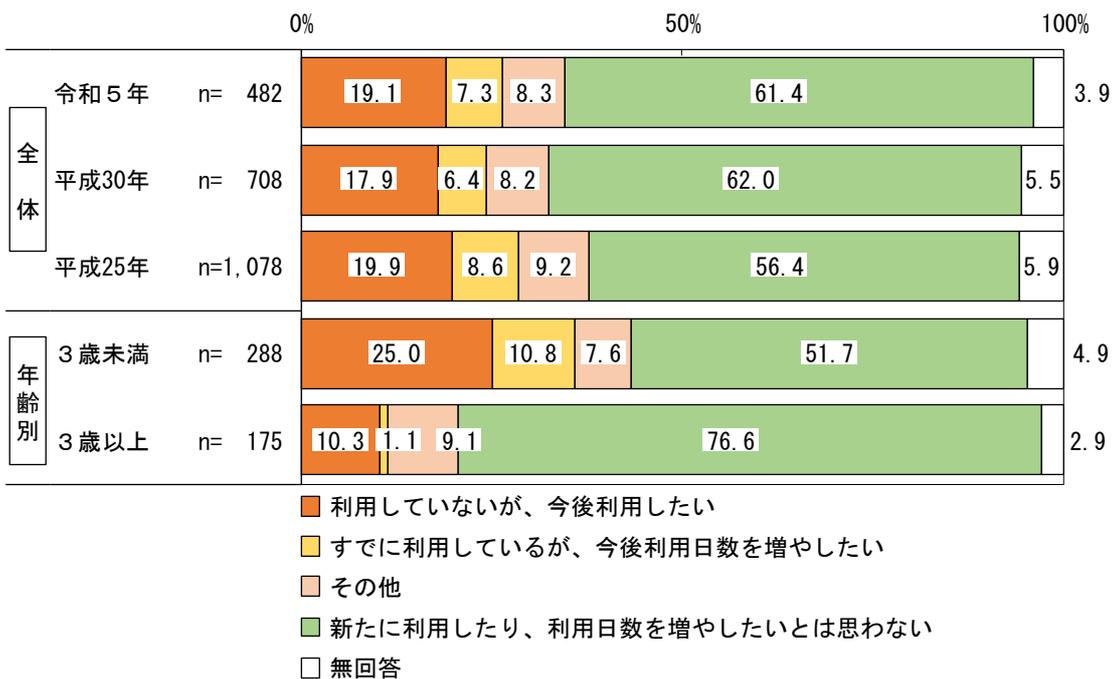
図表 3-7 地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童、複数回答）



(2) 地域子育て支援拠点事業の利用意向

■地域子育て支援拠点事業の利用意向は、全体では、過去の調査結果に比べて大きな変化はみられません。年齢別にみると、3歳未満の利用意向は、「利用していないが、今後利用したい」が25.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.8%と、利用意向が高くなっています。

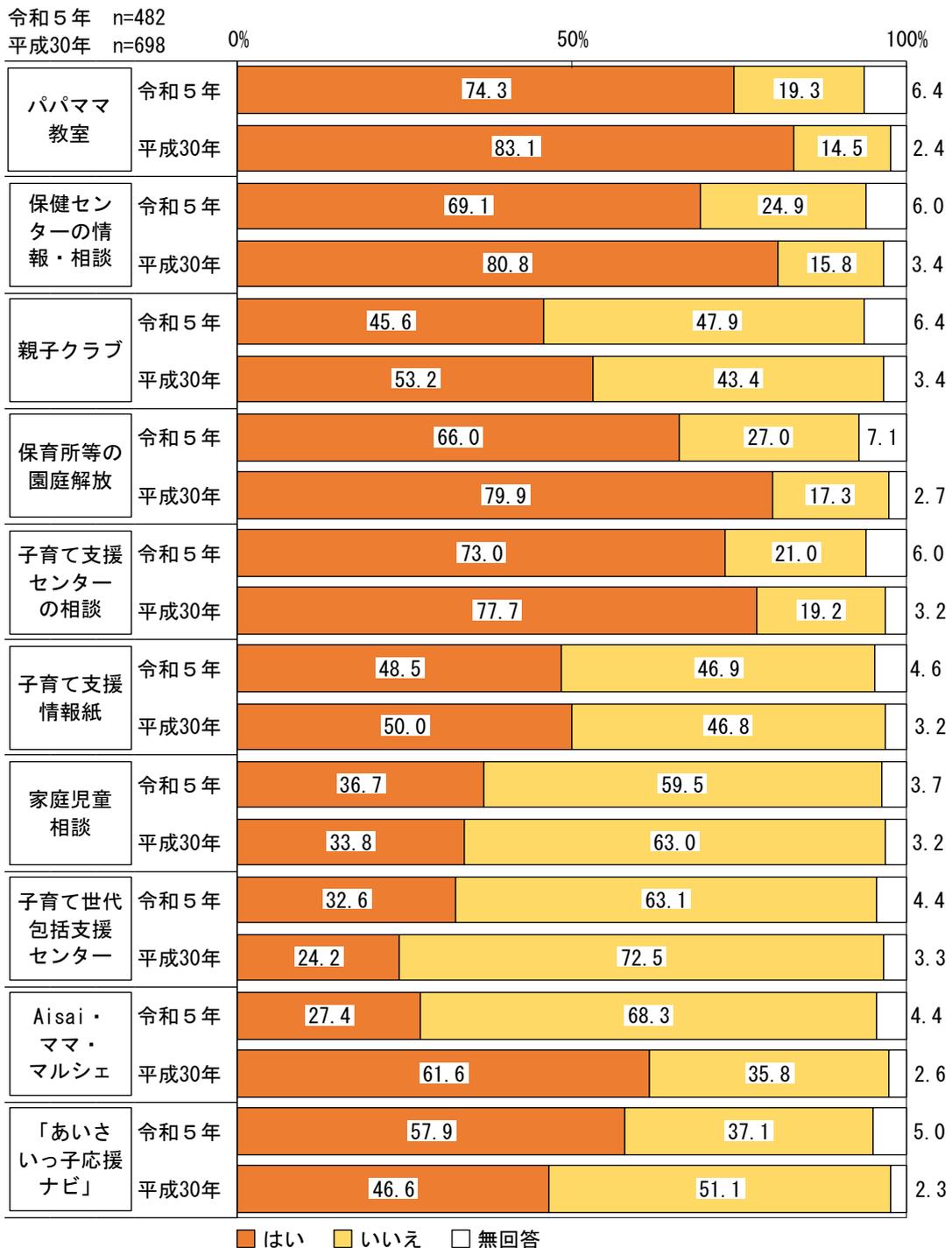
図表 3-8 地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童）



6 子育て支援事業等の認知度【就学前児童】

■平成30年度の調査結果に比べて「家庭児童相談」、「子育て世代包括支援センター」、「あいさいっ子応援ナビ」の認知度は高くなっているものの、それ以外は低下しています。

図表3-9 子育て支援事業等の認知度（就学前児童）

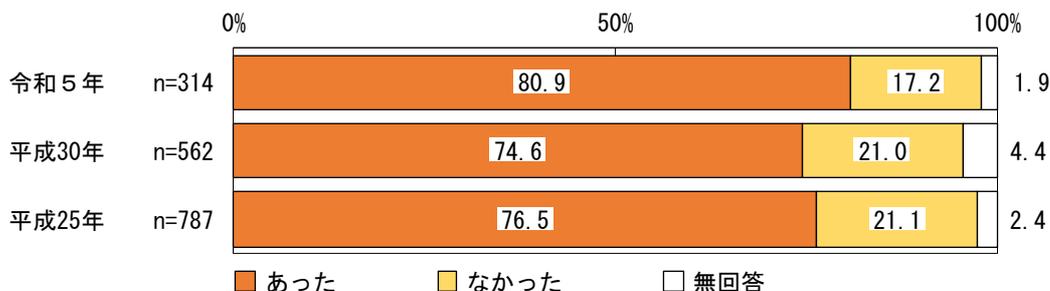


7 子どもが病気の際の対応【就学前児童】

(1) 子どもが病気等で保育園・幼稚園が利用できなかったことの有無

■ 子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」と答えているのは80.9%と、平成30年度の調査結果に比べて6.3ポイント高くなっています。

図表3-10 子どもが病気等で保育園・幼稚園が利用できなかったことの有無（就学前児童）

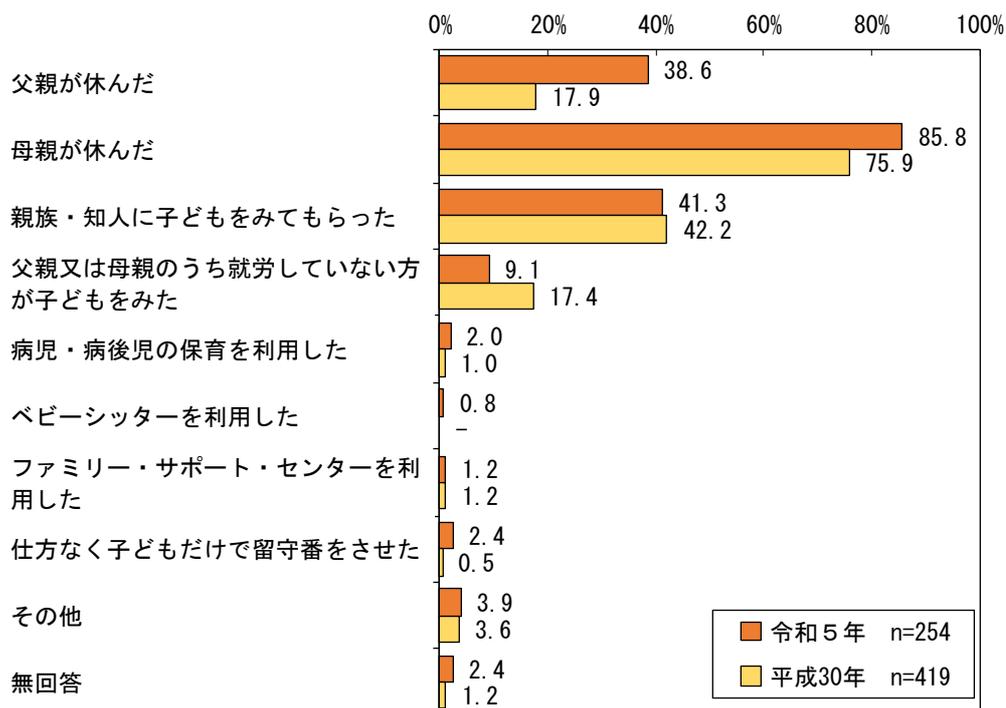


(2) 子どもが病気等で保育園・幼稚園を利用できなかった時の対処方法

■ 就学前児童が病気等で教育・保育の事業が利用できなかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」(85.8%)が最も高く、「親族・知人に子どもをみてもらった」(41.3%)、「父親が休んだ」(38.6%)、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」(9.1%)となっています。

■ 平成30年度の調査結果と比べると、「父親が休んだ」が20.7ポイント高くなっています。

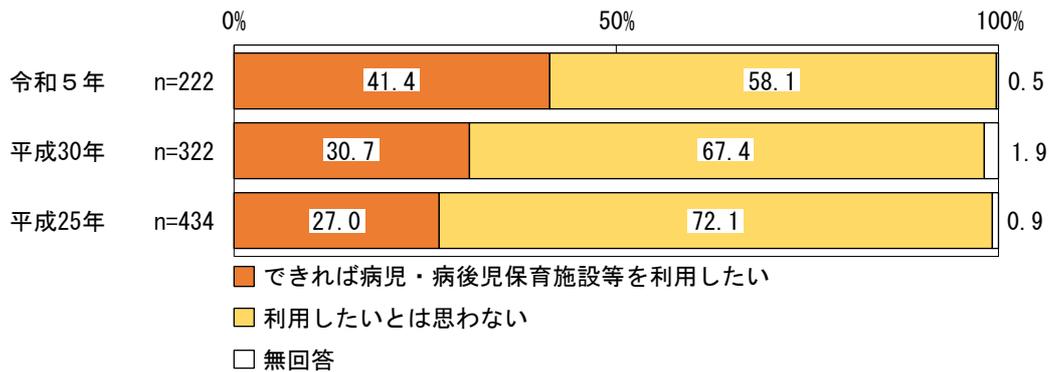
図表3-11 子どもが病気等で保育園・幼稚園を利用できなかった時の対処方法（就学前児童、複数回答）



(3) 病児・病後児保育施設の利用意向

■子どもが病気等で定期的な教育・保育事業が利用できず、親が仕事を休んで対処した人のうち、病児・病後児保育施設等を利用したい人をみると、就学前児童の保護者の41.4%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えており、過去の調査結果に比べて上昇しています。

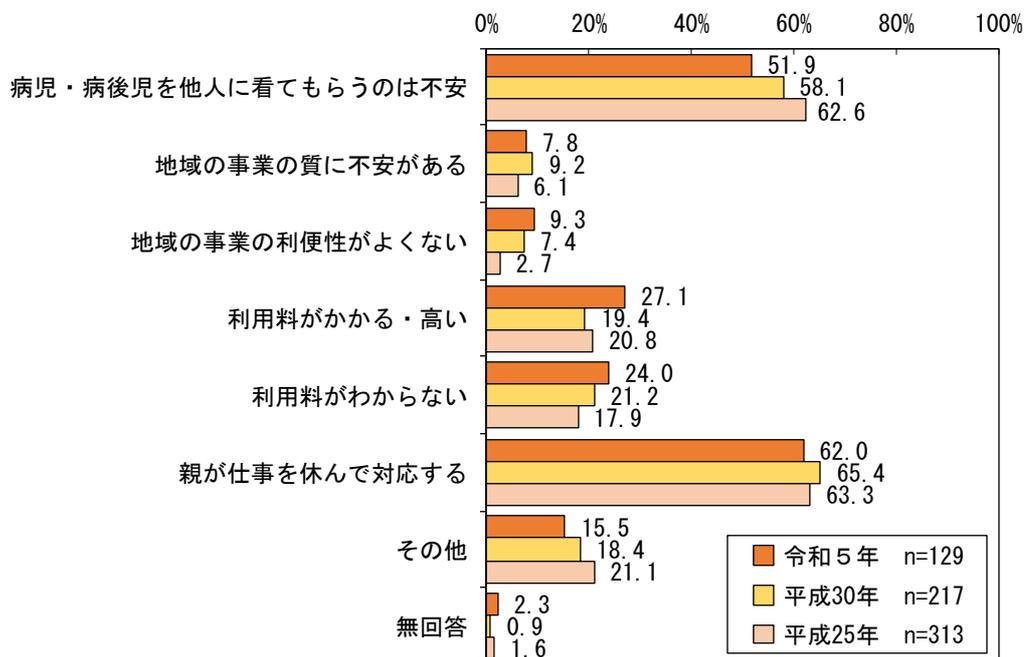
図表3-12 病児・病後児保育施設の利用意向（就学前児童）



(4) 病児・病後児保育施設を利用したくない理由

■病児・病後児保育施設を「利用したいとは思わない」と答えた人にその理由をたずねたところ、「親が仕事を休んで対応する」(62.0%)が最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(51.9%)となっています。過去の調査結果に比べて「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が低下している一方で、「地域の事業の利便性がよくない」、「利用料がかかる・高い」、「利用料がわからない」が上昇傾向にあります。

図表3-13 病児・病後児保育施設を利用したくない理由（就学前児童、複数回答）

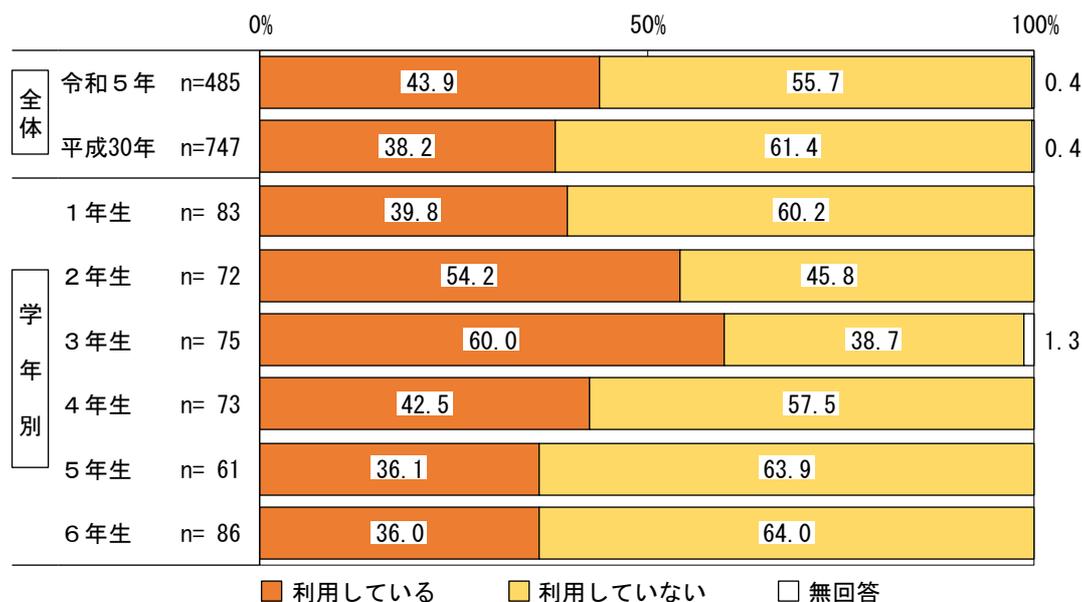


8 放課後の過ごし方【小学生】

(1) 放課後児童クラブの利用状況

■放課後児童クラブを「利用している」のは、全体では43.9%で、平成30年度の調査結果に比べて5.7ポイント高くなっています。学年別では2・3年生で高くなっています。

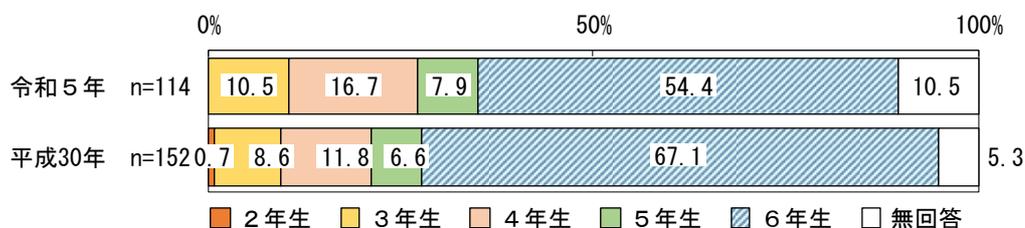
図表3-14 放課後児童クラブの利用状況（小学生）



(2) 放課後児童クラブを何年生まで利用したいか

■放課後児童クラブを今後も引き続き利用したい人に、何年生まで利用したいかたずねたところ「6年生」(54.4%)が最も高く、次いで「4年生」(16.7%)となっています。平成30年度の調査結果に比べて「6年生」は12.7ポイント低下しています。

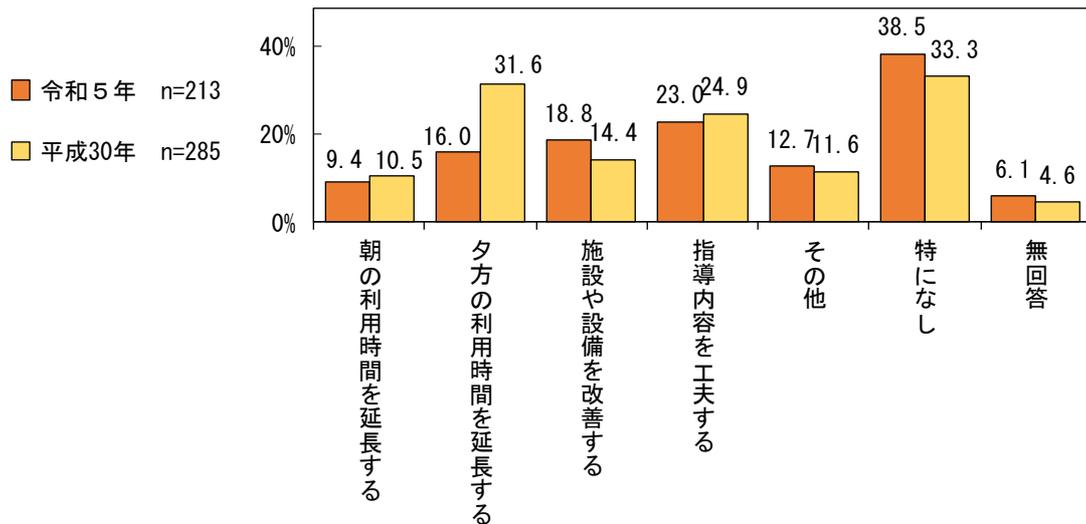
図表3-15 放課後児童クラブを何年生まで利用したいか（小学生）



(3) 放課後児童クラブに希望すること

■放課後児童クラブに希望することは、「特になし」(38.5%)が最も高く、次いで「指導内容を工夫する」(23.0%)、「施設や設備を改善する」(18.8%)などとなっています。

図表3-16 放課後児童クラブに希望すること(小学生、複数回答)

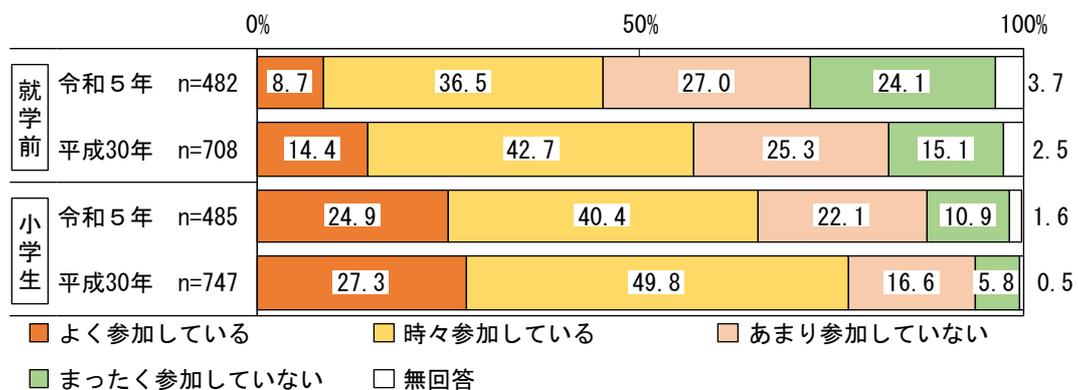


9 地域との関わり【就学前児童・小学生】

(1) 地域の行事への参加

■就学前児童、小学生の保護者ともに地域の行事へ〈参加している〉(「よく参加している」+「時々参加している」)が平成30年度の調査結果に比べて低下しています。また、〈参加している〉は就学前に比べて小学生の保護者が高い率です。

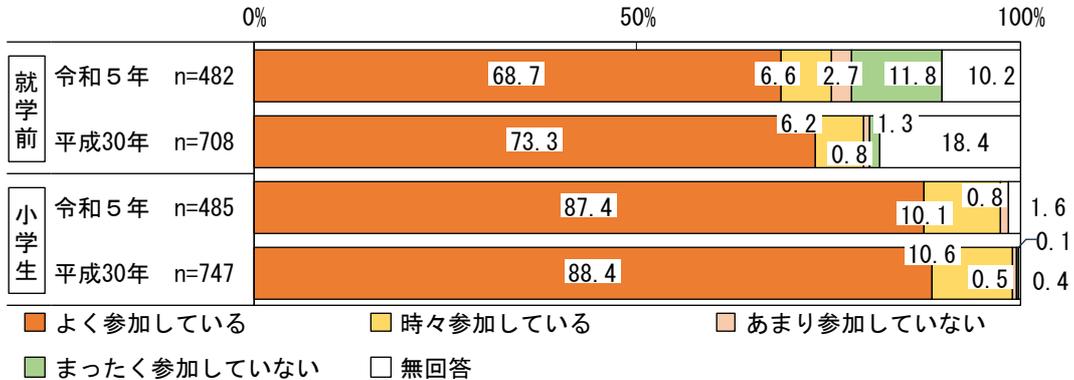
図表3-17 地域の行事への参加(就学前児童・小学生)



(2) 園や学校行事への参加

■園や学校行事への参加状況をみると、小学生の保護者は「よく参加している」が90%近くあります。

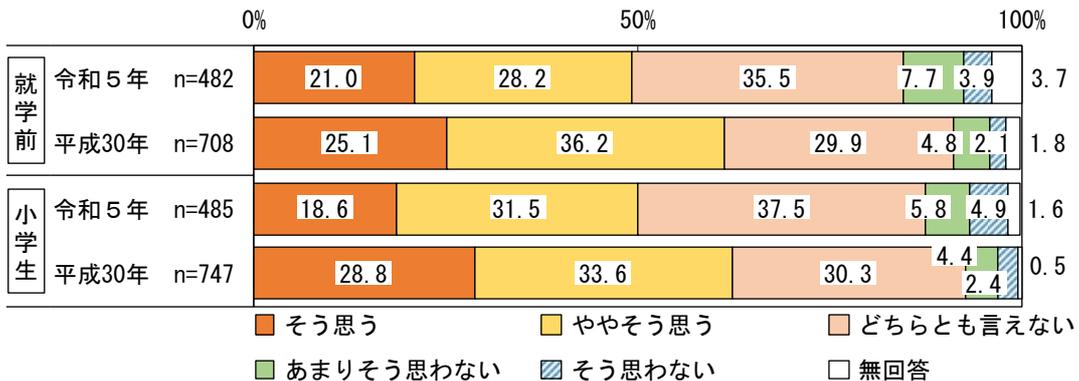
図表3-18 園や学校行事への参加（就学前児童・小学生）



(3) 地域の人々はお互いに協力することが望ましいと思うか

■生活上の困難を解決するために、地域の人々はお互いに協力することが望ましいと思うかたずねたところ、就学前、小学生の保護者ともに、平成30年度の調査結果よりも〈協力することが望ましい〉（「そう思う」＋「ややそう思う」）は低下してるものの、半数程度を占めています。

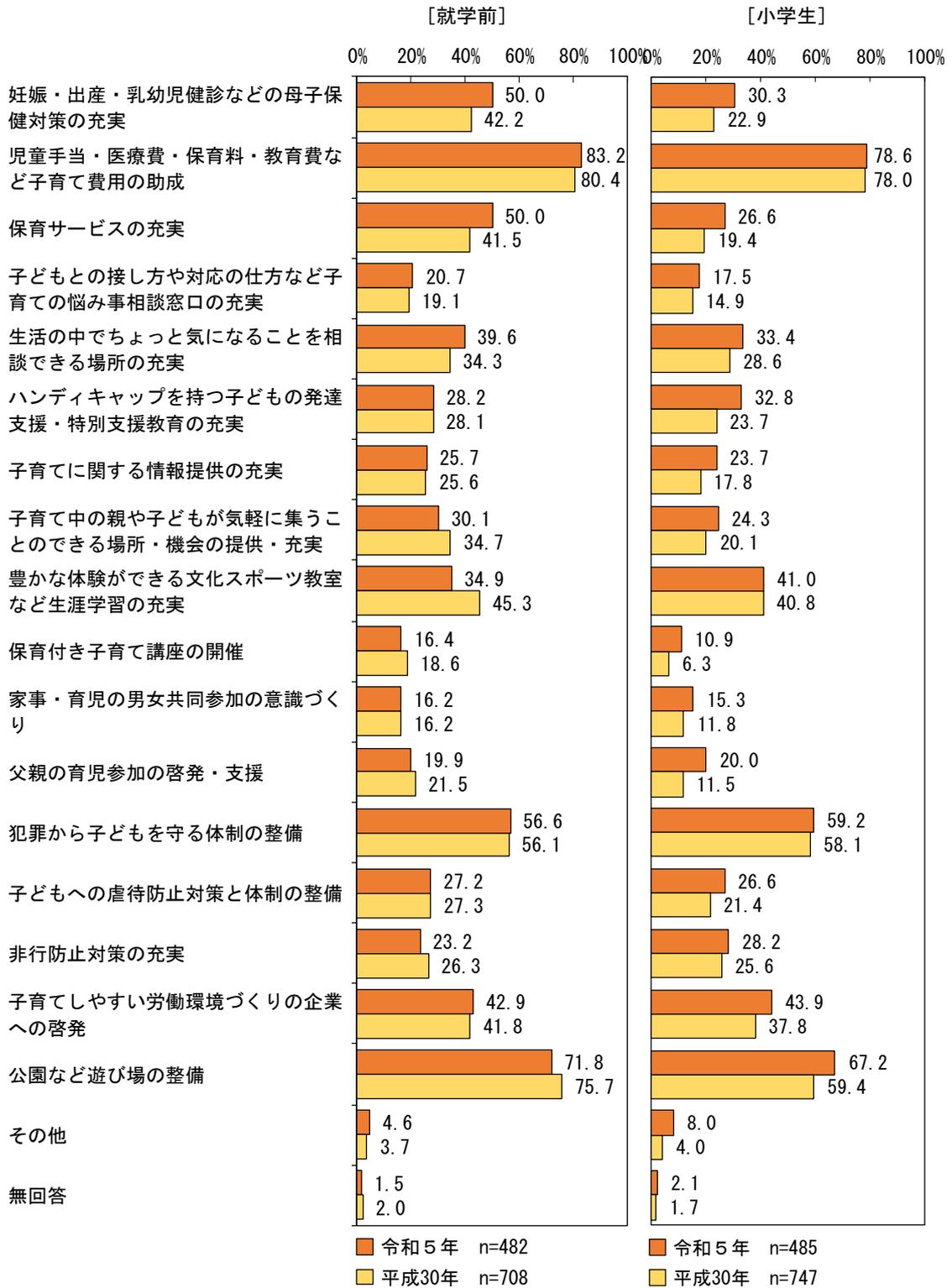
図表3-19 地域の人々はお互いに協力することが望ましいと思うか（就学前児童・小学生）



10 愛西市に望む子育て支援事業【就学前児童・小学生】

■市に望む子育て支援策についてみると、就学前児童、小学生の保護者ともに「児童手当・医療費・保育料・教育費など子育て費用の助成」（就学前児童83.2%・小学生78.6%）が最も高くなっています。また、「公園など遊び場の整備」（就学前児童71.8%・小学生67.2%）や「犯罪から子どもを守る体制の整備」（就学前児童56.6%・小学生59.2%）も関心が高く、保護者のニーズは多岐にわたります。

図表3-20 愛西市に望む子育て支援事業

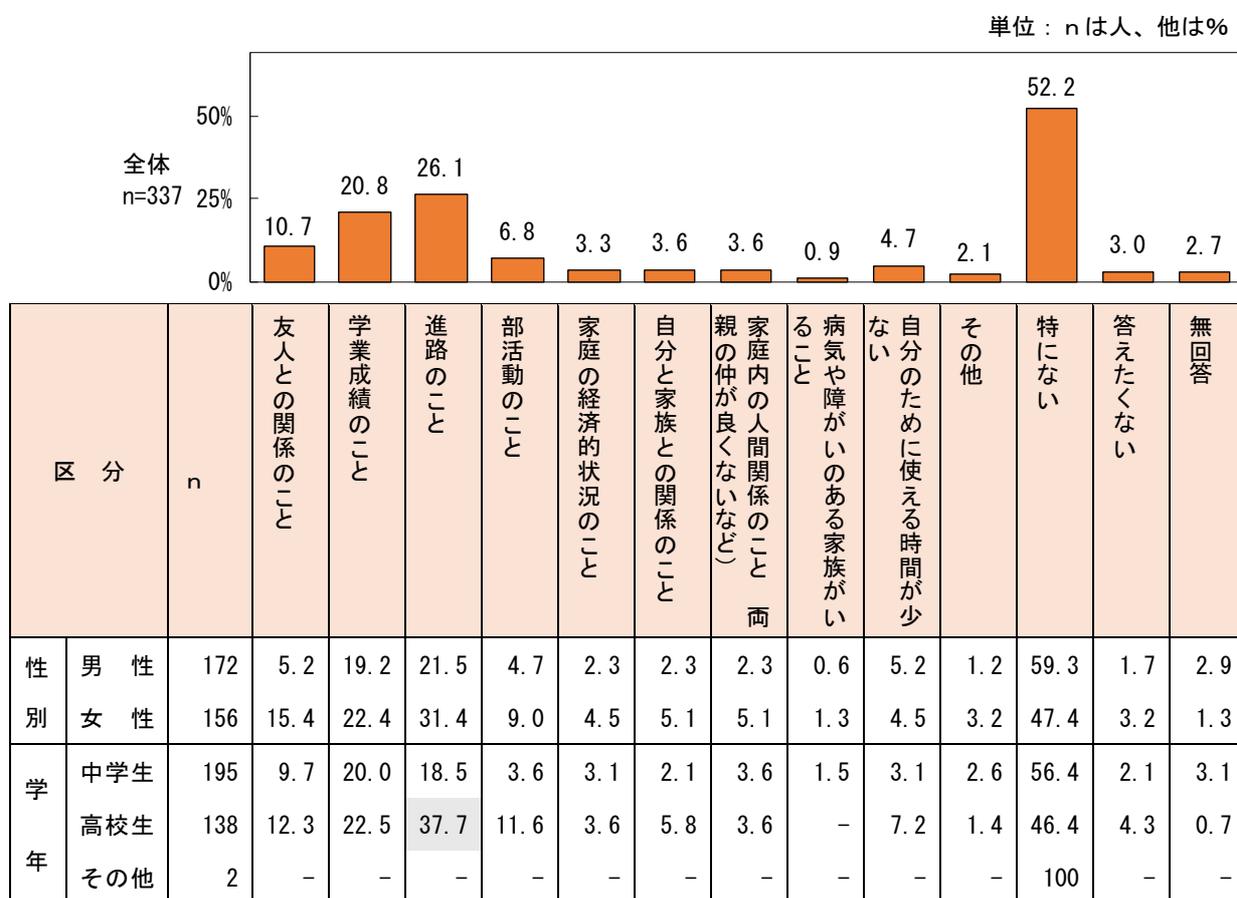


1 1 悩みごと【中高生】

(1) 悩みごと

- 悩みごとをたずねたところ、全体では、「進路のこと」(26.1%)が最も高く、次いで「学業成績のこと」(20.8%)、「友人との関係のこと」(10.7%)となっています。
- 性別では女性が、学年別では高校生が全般的に高くなっています。特に、高校生は中学生に比べて「進路のこと」が20ポイント近く高くなっています。

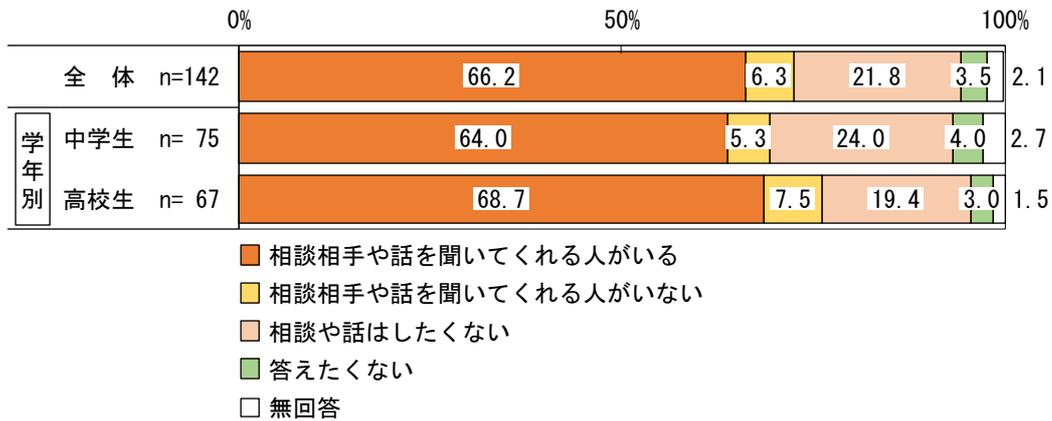
図表 3-21 悩みごと (中高生、複数回答)



(2) 相談相手

■悩みごとを抱えている人に相談相手がいるかたずねたところ、「相談相手や話を聞いてくれる人がいない」(中学生5.3%・高校生7.5%)、「相談や話はしたくない」(中学生24.0%・高校生19.4%)が一定数あります。

図表3-22 相談相手(悩みがある人中高校生)

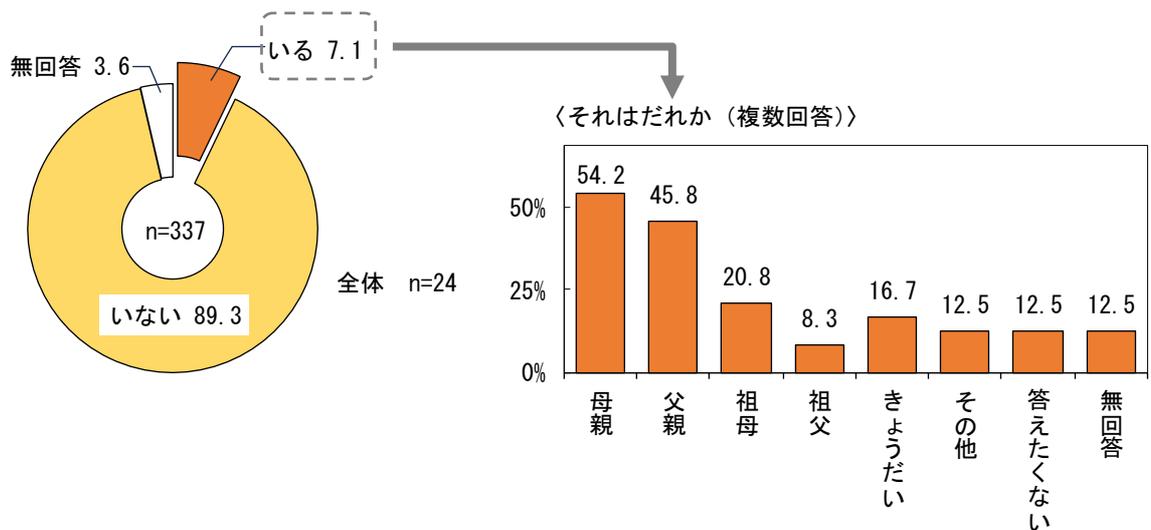


12 ヤングケアラー【中学生】

(1) 現在、お世話をしている人がいるか

■現在、お世話をしている人が「いる」のは7.1%です。また、それはだれかたずねたところ、「母親」(54.2%)、「父親」(45.8%)が高くなっています。

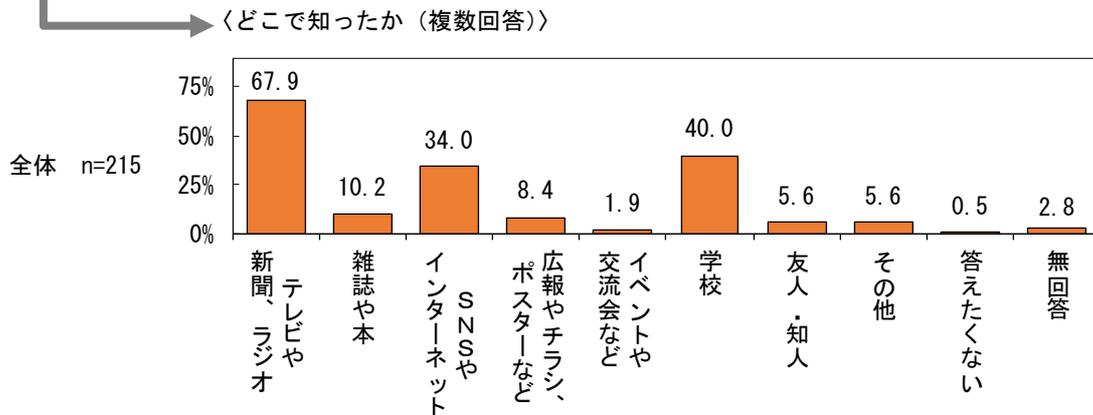
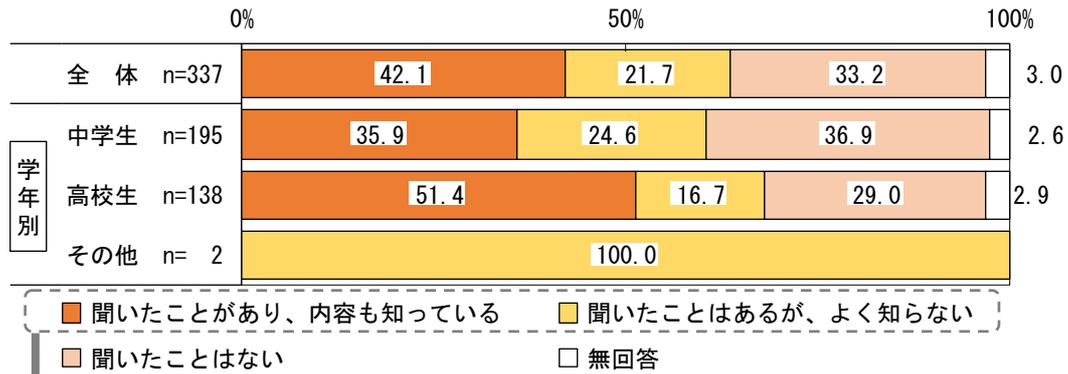
図表3-23 現在、お世話をしている人がいるか(中学生)



(2) ヤングケアラーの認知度

- ヤングケアラーの認知度は、全体では「聞いたことがあり、内容も知っている」が42.1%となっており、高校生は中学生に比べて15.5ポイント高くなっています。
- ヤングケアラーをどこで知ったかたずねたところ、「テレビや新聞、ラジオ」(67.9%)、「学校」(40.0%) となっています。

図表3-24 ヤングケアラーの認知度（中高生）



第4章

愛西市の子ども・子育てを

取り巻く課題

1 第2期愛西市子ども・子育て支援事業計画の評価

基本施策1 地域で子育てサービスを上手に活用できるまちづくり

保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができるような家庭環境の構築に向けて、様々な子育て支援サービスや情報の提供、相談体制の整備を行い、子育て家庭が安心して働くことができる社会環境の整備に向けて取り組んできました。

第2期計画期間中においては、永和保育園を民営化するなど、保育を取り巻く保護者のニーズの多様化に対応してきました。

また、子育てポータルサイトの登録者数の増加に向けて、子育て支援課と健康推進課が連携して周知を行った結果、子育てポータルサイトの登録者数は着実に増加しています。引き続き、子育て当事者が興味を持てる情報や子育てに役立つ情報、子育て支援サービスに関することを発信し、情報が取得しやすい環境を整える必要があります。

乳幼児健診等においては療育・発達に関する相談件数が増加を続けています。そのため、子どもの発達に不安を感じる保護者の不安を少しでも軽減できるよう、愛西市発達支援センターと連携しながら、一人ひとりに丁寧に寄り添いながら適切な支援やサポートにつなげていくことが必要です。

基本施策2 子育てと社会参加の両立ができるまちづくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けて、結婚、妊娠・出産後も女性が仕事を続けることができ、育児休業が取得しやすい職場環境の整備に向けた啓発や父親の育児参加の促進、ひとり親家庭の自立支援などに取り組んできました。

第2期計画期間中においては、パパママ教室をマタニティ教室・パパママ教室と名称を変更するとともに、男性が参加しやすいよう開催回数を見直しました。引き続き、男性が参加しやすく、具体的に役割が理解できるような教室を開催する必要があります。

また、男女共同参画の推進や男女ともに育児休業制度を取得しやすい環境整備に向けた啓発活動の実施、ひとり親家庭の自立支援を推進し、誰もがワーク・ライフ・バランスが取れた働き方ができる社会の実現を目指すことが必要です。

基本施策3 妊娠・出産から生涯にわたって元気に暮らせるまちづくり

安心して子どもを産み、健やかに育てるため、妊娠から出産、乳幼児期等の保健・医療・福祉体制の充実や、学童期・思春期にある子どもの心身の健康を確保するための取組を推進してきました。

第2期計画期間中には、新たに愛西市子ども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両部門を統合した一体的な支援体制を構築することで、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を整備しました。子どものいる家庭や子育てに不安を抱えている家庭に対しては、訪問や相談支援を通じて、保護者の孤立・孤独感の解消に向けて取り組み、保育園、幼稚園、認定こども園とも連携することで、より身近な場所で相談できる体制を整えました。また、学校との連携による健康教育を実施し、学童期・思春期の健康づくりを支援しました。

核家族化の進展によって、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況の中、子育て当事者が、不安や孤立・孤独感を一人で抱えることがないよう支援することが必要です。また、学童期・思春期の健康づくりについては、学校や家庭と連携しながら、健康教育を行うとともに、こころのSOSサインに気づいた時の対処の仕方をはじめとするこころの健康や病気に関する教育を行い、子どものメンタルヘルスを推進していく必要があります。

基本施策4 子どもや若者がいきいきできるまちづくり

子どもが様々な体験活動や地域の大人や友だちなどに関わり合いながら、自己の形成が図られるよう、安全・安心に過ごせる場所や機会の提供、学校教育環境の充実に努めてきました。

第2期計画期間中においては、児童館等にて異年齢間との交流を通じて気軽に集まれる場所を提供し、居場所づくりを進めてきました。今後は、社会福祉協議会や民間企業、ボランティア等の協力を得ながら子ども食堂等を運営し、子どもや若者が安心して過ごすことのできる居場所を整えることが必要です。

基本施策5 子どもたちが守られ、安全なまちづくり

子どもの安全確保を最重要事項として、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、防犯ブザーの配布や防犯訓練・防犯教室を実施し、学校での防犯対策を推進してきました。

アンケート調査結果からも、本市に望む子育て支援施策として「犯罪から子どもを守る体制の整備」が就学前児童・小学生の保護者ともに過半数を占めています。

今後も子どもが事故や犯罪に巻き込まれることがないよう、環境の整備を進める必要があります。

基本施策6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

第2期計画期間中においても、虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもと、虐待等の悩みに対応できるよう、愛西市虐待防止ネットワーク協議会を設置し、実務者会議により定期的に関係機関等と連携しながら、児童虐待の予防、早期発見、再発防止に向けて取り組んできました。また、新たに愛西市こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期に切り切れ目ない支援を行うとともに、子育てに困難を抱える家庭や貧困家庭など、支援を必要とする子育て家庭に対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援の提供に努めてきました。

今後、子どもの権利の擁護をより一層推進し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、再発防止に関する取組や子どもの権利侵害を許さないという意識の醸成に向けて、「こども基本法」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発が必要です。

また、貧困や虐待、障害・医療的ケアをはじめとする困難を抱えた子どもや子育て家庭の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関等との連携を図りながら、一人ひとりにあった支援を行う必要があります。

2 子ども・子育て・若者を取り巻く現状と課題

子ども・子育てを取り巻く現状やアンケート調査の結果などから、以下のような課題が考えられます。

■父親の家事・育児への参加

子育て世帯の核家族化が進んでおり、日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる機会が少なくなってきた一方、父親の育児参加が進んでおり、父母がともに子育てをしていくという意識が高まっています。

しかし、父親の育児休業の取得率をみると、平成30年度の調査結果と比較して上昇しているものの、依然として母親に比べると低い水準です。

男性が育児休業を取得することが当たり前となるような社会の風土を醸成するために、啓発活動等や環境整備を行い、男性が積極的に育児に参加しやすい社会を目指していかなければなりません。

■共働き・共育ての推進

就労している母親の割合は上昇を続けています。これは、男女共同参画社会の促進、子ども・子育て支援に係る制度の充実、人手不足による女性の労働力への需要の増大、経済的な安定を図る家庭の増加などが要因として考えられることから、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

さらに、子どもが病気等で保育園・幼稚園や小学校を休まなければならなかったときの対処方法としては、母親が仕事を休む割合が高くなっており、病児・病後児保育の利用意向は平成30年度に比べて高くなっています。病児・病後児保育のニーズは高く、保護者が安心して働くために必要なサービスであるため、事業の安全性と信頼の確保に努めるとともに、利便性を高め、病児・病後児保育に関する情報を広く提供していく必要があります。

■利用しやすい子育て支援サービスの展開

本市で実施する子育て支援サービスの多くの認知度は、平成30年度の調査結果に比べて低下しています。働く女性の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、保護者の不安や負担感を解消し、安心して子育てができる地域づくりに向けて、サー

ビス内容をより明確に認知してもらうため、効果的な情報提供のあり方について見直すとともに、利便性の向上等、利用者の視点に立った事業のあり方について、引き続き検討する必要があります。

また、平日の教育・保育事業の利用率は、過去の調査結果に比べて低下しています。その理由として、事業に空きがないことが平成30年度の調査結果に比べて上昇しており、事業を利用したい保護者に教育・保育事業が提供できるよう、引き続き提供体制の充実に向けて検討する必要があります。

■子育て家庭を見守る地域づくり

地域の行事等の参加については年齢が上がると参加率が高くなる傾向にあるものの、共働きの世帯の増加や地域のつながりの希薄化などにより、地域や園・学校との関わりが少ない家庭が一定数います。しかし、保護者の半数程度は地域による支え合いを必要と考えており、地域で交流できる機会や日ごろからの関わりを通じて、地域全体で子育て世帯を見守っていく環境づくりの整備が必要です。

また、地域子育て支援拠点事業の利用意向は3歳未満で高くなっています。誰もが安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供、専門職による相談支援、保護者同士の交流のきっかけづくりの充実を図っていくことが重要です。

■放課後の子どもの居場所づくりの推進

放課後児童クラブ（学童保育）を利用している割合は、平成30年度の調査結果に比べて5.7ポイント高くなっています。

放課後児童クラブは、特に小学校低学年時の子どもの放課後の過ごし方として大きな役割を担っています。また、高学年の利用ニーズも高くなっており、保護者のニーズを反映した運営を行うため、事業内容の充実や施設・設備の改善について検討し、放課後児童クラブをはじめとする子どもの居場所づくりを進め、子どもが安心して過ごせる場所を確保することが必要です。

■子どもが気軽に相談支援体制の整備

子どもの悩みごとは多岐にわたるものの、悩みごとを話さない（話せない）人が中学生で29.3%、高校生で26.9%あり、一人で悩みを抱える中高生は少なくありません。

身近に相談相手がない場合でも、気軽に相談できる窓口や専門家に関する情報発信、子どもの居場所づくりを行い、社会全体で子どものメンタルヘルスに係る取組を行う体制を整備することが必要です。

■子どもの権利を守るための取組の推進

アンケート結果から、中高生の約14人に1人の割合で家族のお世話をしている人がおり、その多くが父親や母親のお世話をしています。そのうちの6割以上はお世話をしていることで、やりたいけど、できていないことは「特にない」と回答しているものの、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあるため、関係機関が連携しながら積極的にアウトリーチ支援を行うことが必要です。

また、ヤングケアラーの認知度・理解の向上を図ることで、ヤングケアラーと思われる子どもの早期発見や円滑な支援につながることを期待できるため、引き続き学校教育等を通じた啓発活動の実施が重要です。

■子どもを産み育てやすい環境の整備

本市の出生数は減少傾向にあり、出生率は愛知県及び全国よりも低い水準で推移しています。少子化は、未婚化や晩婚化による影響が大きいと言われており、本市の未婚率も、男女ともに上昇しています。

安心して子どもを育てるための環境づくりを進めるとともに、就労支援や定住支援をはじめとする若い世代が希望を持って住めるまちづくりを推進することが必要です。

第5章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

元気な子どもと地域をみんなと一緒に育むまち 愛西

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。

愛西市らしい個性と魅力、にぎわいと活気を生み出し、全ての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるよう、第2期計画を継承し、基本理念「元気な子どもと地域をみんなと一緒に育むまち 愛西」を基本理念に位置づけ、子ども・若者支援施策を推進します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の8つの基本目標に基づき取組を展開していきます。

基本目標1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない健康づくり

母親及び乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健・医療・福祉や教育の分野間の連携を図り、地域における母子保健施策等を充実させることが求められています。

安心して子どもを産み、健やかに育てるため、妊娠から出産、乳幼児期等の保健・医療・福祉体制の充実に努めるとともに、学童期・思春期の子どもについては、心身の健康を確保し、いきいきと暮らせるよう「食」の大切さを伝える食育事業やこころの問題に関わる健康づくり事業の充実に努めます。

基本目標2 子育て家庭に寄り添うまちづくり

女性の社会進出が進む中、家庭内において育児負担が女性に集中している現状を踏まえ、仕事と子育てが両立できる職場環境の改善や家庭における男女の役割分担の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。男女ともに子育てに参画できる社会環境づくりが重要であることから、結婚、妊娠・出産後も希望すれば女性が仕事を続けることができ、男女ともに育児休業が取得しやすく、職場への復帰が重荷にならないような職場環境の啓発に努めるとともに、啓発や教室等の開催を通じた男性の家事・子育てへの参画の意識の向上を図ります。

さらに、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援や生活支援、子育て支援、就労支援など、ひとり親家庭に寄り添った支援を推進します。

基本目標3 子育てがしやすい地域づくり

全ての子どもが、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごすためには、地域全体で子どもを見守り、育てていくことが重要です。

そのため、保護者同士の交流や子どもが楽しめるイベントや遊びの機会の充実を図るとともに、本市が提供するサービスや地域資源をはじめとする子育てに関する様々な情報発信の強化に努めます。

また、子育て支援サービスの充実を図り、必要な教育・保育サービスの充実や子育て支援活動を支える担い手の確保・育成を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

基本目標4 子どもや若者がいきいきできる環境づくり

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめとしたふれあい活動が重要であり、また、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性などを育むためにも、様々な体験活動が求められています。

子どもが地域の大人や友だちなどに関わり合いながら、様々な体験活動等や学習ができる機会の充実を図るとともに、全ての子どもや若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、遊び場や居場所づくりを推進します。

基本目標5 子どもの安心・安全を守るまちづくり

全国各所で学校や子どもを被害対象とした大小様々な事件が続いています。子どもは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもの危機意識を高めるための教育を行うとともに、周囲の大人が責任を持って子どもを守ろうという姿勢を持つことで、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保し、安全・安心なまちづくりの構築に努めます。

また、全国的には小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、未来ある子どもや若者が誰も自殺に追い込まれることのないような地域づくりの実現が必要です。学校等と連携しながら、相談支援体制やスクールカウンセラーの派遣をはじめとする自殺対策の強化を図ります。

基本目標6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

全ての子どもや若者、社会全体に対して、子どもや若者が権利の主体であることを広く周知するとともに、教育や研修などの機会を活用しながら、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

また、子どもや若者とともに社会をつくっていくという認識を持つための啓発活動や、子どもや若者が安心して意見を述べることができる機会の創出に関する検討を進め、子どもや若者の社会参画の推進に努めます。

児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取組の推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として児童虐待を予防し、発見から再発防止、社会的自立に至るまでの総合的なサポート体制の充実を図ります。

基本目標7 特別な支援が必要な子どもや家庭にやさしいまちづくり

貧困、障害・医療的ケアなどを始めとする困難な状況に置かれた子どもや若者、外国人の子どもなどは、様々な不安や困りごとを抱えながら生活をしています。これらの子どもや若者、子育て家庭が社会的孤立に陥らず、健全な発育を支援し、地域で安心して生活できるよう、相談支援体制の充実や自立支援の充実を図るとともに、地域や関係団

体と連携しながら、困難を抱える子どもや若者を早期に発見し、必要に応じて支援につなげるための体制整備に努めます。

基本目標8 次代を担う子どもや若者が活躍できるまちづくり

若者が経済的な不安がなく、良質な雇用環境の下で、将来への展望を持って生活するためには、希望を持って活躍できる環境を整備することが重要です。就労支援や職業能力の向上に向けた機会の拡充を通じた経済的基盤の安定のための取組を推進するとともに、結婚や妊娠、出産を望む人への支援を通じて、地域社会に活力をもたらし、次世代を担う子どもや若者が活躍できるまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
元氣な子どもと地域をみんなと一緒に育むまち 愛西	基本目標 1 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない健康づくり	①安心して妊娠・出産をするための支援 ②乳幼児期の健やかな成長支援 ③学童期・思春期・青年期における健康づくり支援 ④小児医療の充実
	基本目標 2 子育て家庭に寄り添うまちづくり	①家庭における子育て・教育の支援 ②共働き・共育ての推進 ③ひとり親家庭への支援
	基本目標 3 子育てがしやすい地域づくり	①子育てを支援する地域づくりの推進 ②子育てを支える人材の確保・育成 ③子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実 ④子育て支援サービスの充実
	基本目標 4 子どもや若者がいきいきできる環境づくり	①学校教育環境の整備 ②多様な体験や子どもが活躍できる機会の充実 ③遊び場や居場所づくりの推進
	基本目標 5 子どもの安心・安全を守るまちづくり	①犯罪被害や事故等から子どもを守る取組の推進 ②子どもの自殺対策の推進 ③子どもの非行防止と自立支援
	基本目標 6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり	①子どもや若者の社会参画や意見表明の機会の充実 ②子どもの権利擁護に関する普及・啓発 ③児童虐待防止対策の充実
	基本目標 7 特別な支援が必要な子どもや家庭にやさしいまちづくり	①困難を抱える家庭の早期発見・早期支援 ②子どもの貧困対策の推進 ③障害のある子どもや家庭への支援 ④外国人の子どもや家庭への支援
	基本目標 8 次代を担う子どもや若者が活躍できるまちづくり	①若者の生活基盤の確保 ②結婚を望む人や新生活を始める世帯への支援の充実 ③妊娠を望む人への支援

第6章

子育て支援施策の展開

基本目標 1

妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない健康づくり

1 安心して妊娠・出産をするための支援

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、妊娠中の母親同士が交流できる機会の充実を図り、安心、安全な出産に向けた体制づくりを行います。

NO	事業名	事業内容
1	妊産婦健康診査	妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、安心・安全な出産を迎えることができるよう妊産婦健康診査の費用を一部助成することにより、疾病などの早期発見、早期治療に努めます。妊産婦健康診査の重要性を伝え、確実な受診勧奨を行います。
2	子育てに関する知識の普及啓発	妊娠期、出産期それぞれの時期に、保護者が健康づくりや子育てなどの正しい知識を得て、健康づくりの取組を実践できるよう、教室を開催し、指導を行います。
3	妊娠・出産に関する相談体制の充実（妊産婦包括相談支援事業）	妊娠・出産に関する様々な悩みに相談者自らが問題解決のための行動がとれるように健康相談を実施し、必要な知識の提供や助言を行い、多様なニーズに合わせて必要な支援につながるよう伴走型の相談支援を行います。
4	歯の健康づくりの推進	自分自身と子どもの歯の健康を守ることができるよう、妊娠期から歯科保健指導を行うとともに、妊婦歯科健康診査の受診率向上を図ります。
5	妊娠中からの仲間づくりの支援	育児不安の軽減に役立てるよう、妊娠中から母親同士の交流や仲間づくりを支援します。
6	母子健康手帳の交付	妊婦届出書のアンケート項目をもとに、保健師が個別に母子健康手帳交付の際に面接を行い、個人のニーズに対応するとともに、ハイリスク妊婦の早期把握、継続支援につなげます。

2 乳幼児期の健やかな成長支援

乳幼児健診や健康相談等を推進し、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防につなげます。

NO	事業名	事業内容
1	健康に関する情報・学習の機会の充実	保護者が子どもの成長発達や健康状態を知ることで、見通しを持った子育てができるよう情報の提供や学習機会の充実を図ります。
2	乳幼児健康診査の実施	子どもの健やかな成長発達を目指し、保護者に適切な保健指導を行います。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるとともに、安心して子育てができるよう支援します。
3	正しい生活習慣による健康づくりの推進	子どもとその保護者に対して、食事・運動・睡眠等の生活習慣についての情報や学習できる機会を提供します。
4	歯の健康づくりの推進	子どものころから歯磨き習慣をはじめとした望ましい保健行動の定着と、口腔機能の獲得を促すため、保健事業等の歯科保健活動を推進します。
5	子どもの健康づくりに関する関係機関との連携	地域の医療機関、保健・福祉機関、学校、保育園等との連携を図り、子どもの心身の健康づくりが継続的にできる体制づくりを進めます。
6	事故防止・応急手当に関する情報提供	乳幼児の発達段階に応じた具体的な事故防止や応急手当について、あらゆる機会を利用し情報を提供します。
7	訪問による乳児のいる保護者支援	乳児のいる家庭を訪問し、母子の心身の状況や育児状況、家族関係を把握し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や相談支援を行うとともに、子育て家庭の孤立を防ぎます。
8	訪問による子育て家庭や妊婦の支援	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭を養育支援専門員が訪問し、家事や育児の支援や養育に関する指導・助言等を行います。
9	愛西市あいさいっ子相談室(こども家庭センター)における相談支援	妊娠期から全ての妊産婦と子ども、保護者を切れ目なくサポートする愛西市の子育て総合相談窓口として、妊娠や出産、子ども・子育てに関する相談や、虐待、ヤングケアラーなどの問題を抱えた家庭に関する相談支援を行います。

3 学童期・思春期・青年期における健康づくり支援

身体も心も大きく成長する時期である学童期・思春期・青年期において、自らの発達
程度に応じた心身の健康、性に関する正しい知識を得ることができるよう、教育や普及啓
発・相談支援を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	健康教育の充実	総合的な学習や保健学習の時間において、生活習慣病や喫煙・飲酒・性行為感染症等の思春期の問題行動の防止について、関係機関が協力して健康教育を実施します。
2	歯の健康づくりの推進	歯の健康、むし歯や歯肉炎の予防についての知識を普及し、歯と口腔の健康を自己管理できるよう支援します。また、子どもの歯・口腔の健康格差の縮小に向けた地域の支援体制を整備していきます。
3	家庭、地域の連携によるいじめの防止	いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守り、対応できる体制づくりを図ります。また、スクールカウンセラー・津島警察署等の関係機関との連携を図ります。
4	学校における食育の推進	栄養バランスや食事の量等の食生活と、健康の大切さを指導し、身体の健康についての自己管理能力を育成します。
5	地域の関係機関と連携した健康づくり事業の充実	子どもの心の健康づくり事業、喫煙防止教育などを地域の関係機関と連携して行うことで、健康づくり事業の充実を図ります。

4 小児医療の充実

安心して医療サービスを受けられるよう、医療機関に関する情報発信や関係機関との連
携強化に努めます。

NO	事業名	事業内容
1	医療機関に関する情報発信の強化	子育てガイドブックを活用しながら、地域の小児医療に関する情報発信を行います。
2	関係機関の連携強化	医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族の支援体制を整備します。

基本目標 2 子育て家庭に寄り添うまちづくり

1 家庭における子育て・教育の支援

家庭において、保護者が子どもと関わりあいながら、子どもの基本的な生活習慣や自立心を育む教育を行うことができるよう支援を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	男性の子育てや地域活動への参加の促進	育児や家事に関する教室に男性が参加しやすいよう、開催日やプログラムの内容の工夫を図ります。また、小中学生の子どもを持つ父親の子育てに関する活動への参加を促進するため、男性が中心となって行う地域活動を支援します。
2	親子で参加できる催し物等の充実	「子育てや教育の基盤は家庭教育にある」という家庭教育の重要性を再認識してもらうために、親子で参加できる「料理教室」や催し物の充実を図ります。
3	子育て世帯への経済的支援	安心して子どもを育てられるよう、1歳児応援給付金支給事業の実施、保育に係る利用者負担の軽減や医療費給付等により、子育て世帯への経済的支援を実施します。

2 共働き・共育ての推進

夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で子育てを支援する社会の実現に向けて、共働き・共育てを推進します。

NO	事業名	事業内容
1	ワーク・ライフ・バランスの啓発	仕事と子育ての両立を支援するために、広報やリーフレット等を通じて「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発に努め、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実できる環境づくりを進めます。
2	男女共同参画社会推進のための啓発	講演会や講座等の開催、広報等による情報提供など、様々な機会を通じて、男女共同参画意識の普及を図ります。
3	育児休業制度の普及・定着	広報やリーフレット等様々な媒体を活用して、育児休業制度の普及・定着に努めます。

NO	事業名	事業内容
4	一般事業主行動計画の策定促進・雇用者との連携の強化	市内事業所の一般事業主行動計画の策定を促進していくとともに、子育てと就労の両立のためには、民間企業をはじめとした労働環境の充実が不可欠であることから、学校や保育園等の行事に参加するための休暇の取得や、子育てのための労働時間の短縮や労働条件の改善、育児休業制度の導入について、雇用者への啓発に努めます。
5	子育て世代の生涯学習の推進	子育て世代を含め、広く市民を対象に、育児、教養、料理、音楽、健康等、各種講座の充実を図ります。また、各種講演会等で託児を実施します。

3 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	日常生活の支援	ひとり親家庭において、疾病等の事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合や、生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣する「母子家庭等日常生活支援事業」を実施し、生活の安定を支援します。
2	ひとり親家庭の生活相談・就労支援	ひとり親家庭の生活の安定や子育ての相談、就業に必要な技能や知識を身につけるための相談や雇用情報の提供を行います。また、愛知県が実施している「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」等の活用により、就労の支援を行います。
3	経済的な支援	国の制度の「児童扶養手当」や、子どもの就学支度資金、修学資金等の貸し付けを行う「母子・父子・寡婦福祉資金貸付」や「母子・父子家庭医療費支給」等により、経済的な支援を行います。
4	ひとり親家庭の交流・情報交換の充実	ひとり親家庭の交流や情報交換を図るため、社会福祉協議会を通じて、「母子・寡婦福祉対策事業」を充実していきます。

基本目標3 子育てがしやすい地域づくり

1 子育てを支援する地域づくりの推進

安心して子育てができる地域づくりに向けて、保護者同士の交流機会の充実や地域全体で子どもを育てるという意識の醸成を図ります。

NO	事業名	事業内容
1	自主活動グループ・子育て交流活動の支援	身近な地域で、保護者同士が主体的に自主グループや交流の場をつくり、育児不安の解消やよりよい親子関係が保たれるよう、児童館や子育て支援センターでのイベント、活動場所の提供、支援講座の充実などにより、子育てグループの育成に努めます。
2	子育て各時期での交流機会の充実	妊娠期、出産期、乳児期、幼児期、学童期など、子育て各時期の親子が同じ世代の親子と交流が図れるよう子どもや子育てに関する講座やイベントの充実に努めます。
3	交流の場の充実	保護者同士の情報交換や交流の場として、昼間の一定時間、子育て支援センターにて、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行います。 また、園庭を開放し、園児以外の乳幼児にも、保育園や幼稚園で遊んでもらい、子ども・保護者の仲間づくりや交流の場とするための働きかけをします。
4	地域福祉計画の推進	行政サービスや地域の支え合いなど、行政と市民の協働により誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる社会を目指すため、社会福祉法に基づく地域福祉計画を推進します。
5	公共施設での禁煙・分煙の推進	子どもや妊婦が利用する公共施設においては、分煙・禁煙を推進します。
6	子育て家庭優待事業の推進	妊娠中や18歳未満の子どものいる子育て家庭を対象に「はぐみんカード」を配布し、県内の協賛店舗・施設が独自に設定する様々な優待が受けられるサービスを愛知県と協働で進めていきます。子育て家庭を応援する協賛店舗を募集し、利用の促進を図ることで、地域全体で子育て家庭を支援します。

NO	事業名	事業内容
7	Aisai・ママ・マルシェの実施	NPO団体、市民、行政が協働して、子育てに特化したマルシェをあいさいさん祭りで開催することにより、保護者がリフレッシュをする機会の充実や地域全体で子どもを育てるという意識の醸成を図ります。今後も、子育て世帯が楽しく参加できるような企画の検討に努めます。

2 子育てを支える人材の確保・育成

子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図り、育児に関する多様なニーズに対応できる支援体制づくりに努めます。

NO	事業名	事業内容
1	子育てお助け隊の養成・育成	子育てや子どもの遊び、勉学等に関する知識・経験を持ち、子育て支援施策への協力が得られる人を登録し、ボランティア活動を通じて地域での子育て支援体制を拡充します。各地域での活発な活動を目指し、子育てお助け隊に関する周知及び養成・育成を行います。

3 子育て支援に関する情報提供と相談体制の充実

子育て家庭に寄り添った相談支援体制の充実や、子育て支援に関する情報発信の強化によって、保護者の悩みや不安を軽減するとともに、必要なサービスにつなげ、安心して子育てができる環境を整えます。

NO	事業名	事業内容
1	あいさいっ子相談室（愛西市こども家庭センター）の充実	面接や電話による「あいさいっ子相談室」の周知と活用を促進します。また、虐待等の深刻な悩みに対応できるよう愛知県の相談機関等との連携を強化しながら、相談体制の充実に努めます。さらに、必要な家庭にはサポートプランを作成し、子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業等を利用してそれぞれの家庭に合った支援につなぎます。
2	療育・発達相談体制の充実	保護者の不安を軽減し、適切な支援に結びつくような相談の実施に努めます。

NO	事業名	事業内容
3	主任児童委員の相談体制の強化	市民が主任児童委員（民生児童委員）に相談をしやすい関係を築けるよう、主任児童委員の役割の周知や地域への積極的な関わりを促進します。
4	子育て情報に関する広報・ホームページ等の充実	子育て家庭への情報提供だけでなく、一般市民への情報提供により、市民と子どもとの交流活動を促進するため、広報やホームページ、子育てアプリなどを活用し、子育てに関する情報提供の充実を図ります。
5	子育てポータルサイトへの登録の促進	子育てポータルサイト（あいさいっ子応援ナビ）において、出産・育児から学校生活に至るまでの情報をカテゴリー別に分かりやすく提供するとともに、各種制度や施設の紹介など、役立つ情報を発信します。 登録者数の増加に向けて周知を強化するとともに、発信内容の充実を図ります。
6	子育てガイドブック・マップの充実	子育て支援施策や、子育てに関わる施設等を総合的に紹介した妊娠期から活用できる子育てガイドブック・マップの掲載内容の充実を図ります。
7	各種支援制度の周知の徹底	支援を必要とする人が適切に支援を受けることができるよう、ホームページやガイドブック等で各種支援制度の情報提供に努め、制度の周知の徹底を図ります。

4 子育て支援サービスの充実

保護者の負担を軽減し、子どもを健やかに育てるための環境を提供するために、子育て支援サービスの充実を図ります。

NO	事業名	事業内容
1	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターは、保育園等への送迎や一時的な預かり、病児・病後児の預かり等、育児の援助を受けたい「依頼会員」に、援助を行いたい「提供会員」を紹介し、地域で相互に子育てを支援する会員制組織です。 「依頼会員」「提供会員」の会員数の拡大を図るとともに、会員が安心して育児の相互援助を行えるよう育児に関する知識や技術を身につけるための研修会を開催します。

NO	事業名	事業内容
2	子育て家庭優待事業の推進（再掲）	妊娠中や18歳未満の子どものいる子育て家庭を対象に「はぐみんカード」を配布し、県内の協賛店舗・施設が独自に設定する様々な優待が受けられるサービスを愛知県と協働で進めていきます。子育て家庭を応援する協賛店舗を募集し、利用の促進を図ることで、地域全体で子育て家庭を支援します。
3	低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けの年度途中入園を含め、低年齢児の保育園等での受入れ希望に対応するためには、入園児1人に対し必要な保育士数が多くなるため、受入れ可能な人員体制や保育施設の確保に努めます。
4	時間外保育事業の実施	保育園等で延長保育を実施します。補助金制度を活用し積極的に延長保育の実施に努めます。
5	一時預かり体制の整備・充実	一時預かりのニーズに対応するため、公立保育園等での一時預かり事業の充実を図ります。また、ファミリー・サポート・センター事業でも対応します。
6	きめ細かい保育の推進	保育指針等に基づき、一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育及び発達障害やアレルギーへの対応を推進します。また、多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供します。
7	保育サービスの資質の向上	保育士の各種研修や交流機会などを充実し、保育士等の資質の向上を図ります。また、第三者評価の受審を進めていきます。
8	保育園等の施設の整備	国の交付金等を活用し、私立保育園等の環境の向上のために、必要な改修等に対する支援に努めます。 公立保育園においては、園児に良好な環境を提供できるよう、全ての施設の和式トイレを洋式トイレに変更するほか、空調設備の改修を行います。また、老朽化対策として、屋根・外壁等の工事を計画的に進めていきます。
9	保育園等における情報提供の推進	保育園等における様々な活動を、保護者や市民に伝えるため、園だより・しおり、広報、SNS、公式ホームページ等による情報提供を進めます。
10	多世代交流の機会の充実	保育園等において、地域の高齢者、小中学生、高校生との交流を行います。また、入園前の乳幼児やその保護者との交流の機会の充実を図ります。

NO	事業名	事業内容
11	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)の実施	保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の保育園等を利用していない子どもを、月一定時間の範囲内、保育園等で預かりを行う乳児等通園支援事業を進めます。
12	放課後児童クラブの充実	共働き家庭やひとり親家庭の小学校1～6年生の児童を対象とし、放課後や夏休みなどにおいて、家庭に代わる生活の場を提供していきます。放課後児童クラブの需要が高まっていることから、学校施設の活用など、受入れ体制の充実を図り、子どもの視点や意見を取り入れた運営に努めます。また、民間の児童クラブに対しても運営補助を行い、充実を図ります。

基本目標 4 子どもや若者がいきいきできる環境づくり

1 学校教育環境の整備

子どもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の一つであるため、子どもが安心して学び、成長できるような学習機会の充実と環境整備を図ります。

NO	事業名	事業内容
1	「総合的な学習の時間」の推進による「生きる力」の育成	地域学習や地域の人材活用等、各学校での創意工夫をこらし、学習内容の充実に努めます。
2	地域総合型スポーツの推進	子どもの体力が低下傾向にある中、スポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、市スポーツ協会や「あいさいスポーツクラブ」等と協力して、様々なスポーツ活動を推進します。
3	開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民等の意見を幅広く聞くため、全校に学校評議員を設置し、開かれた学校、地域に根ざした学校づくりを推進するとともに、学校が家庭や地域と連携・協力しながら、特色ある教育活動を展開します。
4	教育施設の充実	文部科学省の学校施設整備指針に沿い、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備や、健康的かつ安全で豊かな施設整備に努めます。
5	ICT環境の充実	各小中学校へタブレットを1人1台配付し、デジタルの特徴を活かした個別最適学習や協同的な学習を学校や家庭で実現するための環境を整備します。
6	国際化に対応した教育環境の充実	国際化が進む中で、外国人講師（ALT）による外国語教育を小学校から導入し、国際理解教育に取り組みます。
7	特別支援教育の充実	特別支援教育を必要とする子どもの障害の状況は多種多様であり、通級指導教室、特別支援教育支援員配置事業の実施により、必要な教育が受けられるよう、適切な学習指導や自立支援を行います。
8	少人数指導の充実	子ども一人ひとりに基礎学力を確実に身につけさせるため、少人数指導等チームティーチングを実施し、きめ細やかな指導を進めます。

NO	事業名	事業内容
9	不登校対策の充実	子ども一人ひとりに寄り添い、個々のニーズを踏まえた多様な学びの場を確保し、子どもが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、教育支援室等の充実を図ります。
10	幼児教育と小学校教育の接続	小学校生活へのスムーズな移行ができるように、園児と児童の交流等、保育園・認定こども園・幼稚園と小学校の連携を強化します。
11	幼児教育の充実	子ども・子育て支援制度の中で、幼児教育の充実を図ります。

2 多様な体験や子どもが活躍できる機会の充実

遊びや体験活動は、子どもや若者の健やかな成長の原点であることから、年齢や発達に応じて自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びの機会の充実を図ります。

NO	事業名	事業内容
1	世代間の交流の推進	スポーツ活動、コミュニティ行事や地域の伝統行事（お祭り等）を通じて、事業の計画や準備、練習などを行うことにより地域の絆づくりや世代間交流の機会を増やします。
2	地域交流の推進	子どもの主体性を尊重し、権利を保障する一方で、子ども自身も地域社会の担い手として、子ども会活動、地域の清掃活動、地域の支え合い活動への参加を積極的に呼びかけます。
3	乳幼児とのふれあい体験の推進	中学生、高校生が職業体験等を通じて、保育園等に訪問し、乳幼児とのふれあい体験ができる機会の充実を図ります。
4	福祉活動の推進	車椅子体験や高齢者施設の訪問等、市内の各小中学校で実施している福祉実践教室や、障害のある子どもとの交流、高齢者との交流等を通じて、福祉の理解を深める機会を充実するとともに、地域における福祉活動を推進します。
5	社会体験・職業体験の機会の充実	将来の職業選択の一助とするために、地域の事業所の協力を得ながら、中学校2年生を対象とした職場体験学習を充実させるとともに、社会見学等を通じて地域の産業にふれる機会の充実を図ります。

NO	事業名	事業内容
6	歴史や芸術・文化とのふれあいの機会の充実	地域のお祭りや郷土学習等を通じて、地域の歴史にふれる機会や、文化的なイベント等を通して芸術・文化に接する機会の充実を図ります。
7	自然とのふれあい体験の場や機会の充実	環境講座を活用した身近な自然観察等、自然とのふれあいを通じて、自然環境を大切にす意識の向上を図ります。

3 遊び場や居場所づくりの推進

誰一人取り残さず、全ての子どもや若者が安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、居場所づくりを推進します。

NO	事業名	事業内容
1	児童館の特色づくり	就学前の親子、小学生から高校生までの参加等、それぞれの年齢に合わせたイベントを充実するとともに、児童館だよりや広報等を通じて、児童館のPRを進めます。また、各種イベントに参加した保護者が主体的にイベントを実施したり、児童館を利用した子どもが成長しても、気軽に児童館を訪れ、異年齢間の交流が図られるよう、魅力ある児童館づくりを進めます。
2	中高生の居場所づくり	中学生、高校生も利用しやすい児童館づくりや、公共施設の有効利用など、中学生、高校生の居場所の確保に努めます。
3	児童遊園やちびっ子広場等の整備・充実	子どもが安心して遊べるよう、既存遊具の点検を毎年定期的実施し、修繕することにより、身近な遊び場としての整備を図ります。また、都市公園等の整備を進めるとともに、既存施設の維持管理、再整備を進めることで、自然とのふれあいや、誰もが気軽に安心して利用できる場を確保します。
4	図書館の充実	中央図書館を中心としたネットワークの活用、インターネットによる蔵書検索、司書職員の充実など、図書館サービスの推進を図り、子どもや若者が安心して過ごせる居場所となるよう環境を整備します。また、親子で参加できる絵本や紙芝居等のおはなし会の充実を図ります。

NO	事業名	事業内容
5	絵本の読み聞かせを通じた読書活動の推進	絵本の読み聞かせを実施し、絵本にふれあうことを通じて創造力を育むとともに、読書活動の推進を図ります。
6	子どもの表現の機会の充実	子どもの文化活動に対して、創作発表の場や機会を提供します。
7	児童館・子育て支援センターの施設の整備	児童館・子育て支援センターにおいて、利用者に良好な環境を提供できるよう、全ての施設の和式トイレを洋式トイレに変更するほか、空調設備の改修を行います。また、老朽化対策として、屋根・外壁等の工事を計画的に進めていきます。
8	子ども食堂の充実	各種団体等と連携して子ども食堂を運営し、食を通じた地域のつながり、孤食の防止、子どもや若者の居場所づくりなどを目的に地域におけるコミュニケーションの活性化を図るとともに、家庭状況や必要な支援のニーズを把握します。
9	子ども会の活動支援	子どもが、遊びや行事を通じて健全な仲間づくりを進め、社会性を身につけるため、参加しやすい魅力ある子ども会活動に取り組み、活動に協力していただくリーダーや保護者等の確保に努めます。
10	多様な活動ができる場の提供	子どもが地域とつながりながら、子どもにとって有意義な土曜日を実現するために、「あいさい土曜キラリ☆学習」「あいさい土曜チャレンジ☆学習」を実施します。

基本目標 5 子どもの安心・安全を守るまちづくり

1 犯罪被害や事故等から子どもを守る取組の推進

学校や家庭、地域が連携して、子どもが犯罪や事故に巻き込まれないようにするための環境整備や教育を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	子どもの交通安全教育の推進	子どもの交通安全意識やマナーの向上を図るため、児童・生徒用の安全帽等を配布するほか、交通安全教室の実施、通学路の安全点検などを進めます。
2	交通安全施設の計画的な整備	通学路や交通量の多い市道を中心に、ガードレール、街路灯の設置等を進めるとともに、スクールゾーン等の交通規制の強化や地域の実態にあわせた新たな交通規制を関係機関へ要請します。
3	チャイルドシートの普及・啓発	乳幼児を交通事故から守るため、チャイルドシートの普及・啓発に努めます。
4	人にやさしいまちづくりの推進	乳幼児連れの市民が公共施設等を円滑に利用できるように施設等の整備及び啓発を進めます。
5	防災まちづくり・教育施設の耐震対策の推進	小中学校を中心とした指定避難所の適正な管理や、地域の自主防災意識の向上により、子どもをはじめとした災害時要配慮者を守るための防災まちづくりを推進します。また、地震災害時における児童・生徒の安全を確保するために、避難訓練等の充実を図ります。
6	防災意識の高揚	学校教育等の機会を通じて防災啓発に努めるとともに、災害発生時の被害想定などの情報を積極的に提供することで、市民一人ひとりの防災意識の向上に努めます。
7	地域における防犯対策の推進	警察によるパトロールの強化を要請するとともに、防犯協会、少年補導委員会、保護司会、PTA、津島警察署との連携による地域防犯パトロール活動を支援します。また、各種犯罪発生情報等について、保育園・幼稚園・各学校・保護者への周知に努め、犯罪の防止策を講じます。さらに、地域ぐるみの防犯対策として、登下校の声かけやあいさつ運動を推進します。

NO	事業名	事業内容
8	保育・教育施設における防犯対策の充実	保育・教育施設等において、緊急時の対応マニュアルの整備をするとともに、防犯カメラの設置や警備システムを導入するなど防犯対策の強化を図ります。また、情報メール配信等を活用した緊急時の連絡体制を確保します。
9	子ども110番の家の充実	「子ども110番の家」は、子どもがいつでも助けを求められる場所として、市内の商店や一般民家に指定されています。児童・生徒に対して「子ども110番の家」の周知を図るとともに、これらの位置をわかりやすく示す工夫をします。
10	防犯環境の整備と意識の高揚	小中学生に対する防犯ブザーの配布や防犯灯の設置・管理など、防犯環境を整備するとともに、小中学校において防犯訓練・防犯教室を実施し、学校や地域の防犯意識の高揚を図ります。

2 子どもの自殺対策の推進

子どもや若者が自殺に追い込まれることのないよう、相談支援体制の強化などの自殺対策を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	不登校対策の充実 (再掲)	子ども一人ひとりに寄り添い、個々のニーズを踏まえた多様な学びの場を確保し、子どもが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し、教育支援室等の充実を図ります。
2	ひきこもり対策の充実	相談支援事業を通じて、関係機関と連携を図りながら、切れ目ない支援を行い、誰もがいきがいをもちながら暮らすことができるよう努めます。
3	スクールカウンセラー派遣事業	スクールカウンセラーを活用し、不適応状態の児童・生徒、保護者への面接等を通じたフォローで心理的負担を軽減するとともに、学校及び子どものアセスメントを行い、不適応の芽を早期に発見し、悪化を未然に防ぎます。また、児童・生徒の心理教育だけでなく、教職員へも現職研修を通して、ゲートキーパー等の知識を共有します。 自殺に関わる緊急支援がある際は、自殺念慮が広がらないように注意を払います。

3 子どもの非行防止と自立支援

子どもの生命を守り、社会的に健全な成長を促進するため、子どもが非行に走らないようにするための教育を実施するとともに、地域全体で子どもの行動を見守る体制をつくり、非行を未然に防ぐための環境を整えます。

NO	事業名	事業内容
1	防犯教室・薬物乱用防止教室等の充実	防犯協会、津島警察署との連携のもと実施している、中学生を対象にした護身術教室、薬物の恐ろしさを伝える薬物乱用防止教室を継続し、犯罪被害の防止とともに、非行や犯罪加害者となることを防止します。
2	地域における青少年の非行防止対策の推進	少年補導委員会、保護司会、民生委員・児童委員等の連携を図りながら積極的な支援を行い、青少年の非行防止に努めます。

基本目標6 子どもの個性や権利が尊重されるまちづくり

1 子どもや若者の社会参画や意見表明の機会の充実

あらゆる子どもや若者が、家庭や学校、地域などにおいて、意見を形成し、社会参画や意見表明ができる機会の充実に努めます。

NO	事業名	事業内容
1	子どもや若者の意見を聞く機会の創出	様々な機会を通して、子どもや若者に対し、アンケート等を実施し、意見が表出できる機会をつくります。

2 子どもの権利擁護に関する普及・啓発

「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに育つ社会の実現を目指し、子どもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	子どもの権利と主体性の尊重	子どもの権利と主体性を尊重するため、広報等により「児童の権利に関する条約」の啓発を行っていきます。
2	ヤングケアラーへの支援	個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握に努め、必要な支援につなげます。

3 児童虐待防止対策の充実

子どもや家庭の声を受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、子どものSOSをできる限り早期に把握し、課題の解決に向けた支援を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	地域交流、相談事業の充実による虐待の防止	地域での世代間・地域間交流の機会を設け、親子の閉じこもりや孤立感を解消して子育てを楽しむことにより、虐待の発生を防止します。また、育児不安に対して、気軽に相談できる体制の充実や、育児の負担が大きい多胎児やハイリスク児に対する各種支援体制の充実により、児童虐待の防止策を講じます。さらに、DVによる影響や、親子間の児童虐待連鎖も少なくないと言われていることから、妊娠期・出産後を通じて、各種教室等の開催により、精神面での支援体制の充実を図ります。
2	家庭相談員、子ども家庭支援員による相談支援	子どもを育てる上で、問題を抱える保護者に対し、助言指導や継続支援を行います。身近に相談できる場があることで、虐待等の問題が深刻化する前の対応に努めます。
3	虐待の早期発見・早期対応	保育園や学校等は、虐待の疑いのある子どもを早期発見できる場にあるため、子どもの心身の状況や家庭の様子を十分に注意して観察や情報収集に努めます。その他、健康診査時の活用により、虐待等の早期発見に努めます。また、健康診査未受診児の把握ができる体制を整えます。
4	虐待等防止ネットワーク協議会の充実	愛西市虐待等防止ネットワーク協議会により、関係機関の連携の強化を図り、児童虐待防止・早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な保護を行います。
5	地域サポート体制づくり	虐待発見者の通報義務について広く市民に周知し、早期発見に努めるとともに主任児童委員（民生児童委員）、児童相談センター、警察等と連携しながら、サポート体制づくりに努めます。

基本目標 7

特別な支援が必要な子どもや家庭にやさしいまちづくり

1 困難を抱える家庭の早期発見・早期支援

貧困やヤングケアラーをはじめとする複合的な困難や課題を抱えている家庭は支援を必要としながらも、自ら助けを求めることができないケースが多く存在することから、アウトリーチ支援による早期発見・早期支援を図ります。

NO	事業名	事業内容
1	重層的支援体制整備事業の推進	社会福祉協議会が設置する、年齢や分野、障害の有無などにかかわらず、悩みごとや生活上の不安の相談ができる「ふくしの相談窓口」に関する周知を進めるとともに、庁内、愛西市こども家庭センター、関係機関、団体等との連携を強化し、子育て世帯の抱える複雑化・複合化した課題の解決に努めます。
2	地域や関係機関との連携	愛西市こども家庭センターによる関係機関との連携により、相談支援体制の強化、充実を図ります。

2 子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲の低下や社会的孤立にもつながる深刻な課題であるため、貧困の解消に向けた生活支援や自立支援の充実による貧困の解消を図ります。

NO	事業名	事業内容
1	子ども食堂の充実（再掲）	各種団体等と連携して子ども食堂を運営し、食を通じた地域のつながり、孤食の防止、子どもや若者の居場所づくりなどを目的に地域におけるコミュニケーションの活性化を図るとともに、家庭状況や必要な支援のニーズを把握します。
2	学校で必要な費用の援助	経済的に支援が必要な愛西市立小中学生の保護者に対して、新入学学用品費・修学旅行費・給食費等の費用を援助します。

NO	事業名	事業内容
3	相談体制の充実	生活困窮世帯に対し、支援員による就労支援を含めた生活全般に関する総合的な相談支援を実施します。また、経済的困難を抱える家庭の様々な課題について、総合的に相談できる窓口を設置するとともに、より相談しやすい窓口のあり方について検討を進めます。
4	経済的な支援	子育て中の家庭に対し、生活保護による扶助、保育・就学等に係る各種経費の減免や医療費給付等、社会福祉協議会による生活福祉資金の紹介等を行い、個々の状況に応じた対応により、自立を支援します。
5	子育て家庭の住まいの確保	生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住まいの確保に困窮する人に対して、住居を確保し、安心して就職活動ができるよう、住居確保給付金を支給します。
6	放課後児童クラブの利用料免除	生活保護世帯、児童扶養手当受給者世帯の放課後児童クラブ利用料を免除し、ひとり親家庭の自立を支援します。

3 障害のある子どもや家庭への支援

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や障害や発達の特性に応じた適切なサービスの提供を図ります。

NO	事業名	事業内容
1	療育・発達相談体制の充実（再掲）	保護者の不安を少しでも軽減し、適切な支援に結びつくような相談の実施に努めます。
2	交流の場の充実	障害のある子どもを持つ保護者の子育てに対する不安の軽減を図るため、交流を支援します。
3	生活支援の充実	障害のある子ども及びその保護者の在宅生活を支援する福祉サービス等により、一人ひとりの障害や生活に合わせた支援を行います。
4	関係機関の連携の強化	障害のある子どもを持つ保護者と子どもの発達を支援していくために、愛西市発達支援センターをはじめ、関係機関の連携強化に努めます。
5	障害児保育の充実	保育園等での障害児保育の充実に努めます。

NO	事業名	事業内容
6	特別支援教育の充実 (再掲)	特別支援教育を必要とする子どもの障害の状況は多種多様であり、通級指導教室、特別支援教育支援員配置事業の実施により、必要な教育が受けられるよう、適切な学習指導や自立支援を行います。
7	経済的な支援	特別児童扶養手当等の諸手当、障害者（児）医療費助成事業、障害者（児）タクシー利用料補助事業等により、障害のある子ども及びその保護者に対する経済的な支援を行います。
8	発達障害のある子どもへの支援	発達障害児童への理解の啓発と支援のあり方、体制づくりに努めます。また、就学後を見据え、学校と関係機関との連携強化や早期の就学相談により発達障害児等に対する適正就学相談を実施し、対象児や保護者の不安軽減、適正な就学場所の選定を支援します。
9	専門職による相談支援	成長・発達に支援が必要な子どもの保護者や地域の支援者に対し、愛西市発達支援センターをはじめとした専門職による相談支援を行います。
10	障害児（者）の外出支援	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。外出の機会を増やし、生活の幅を広げることで、心身の健康状態の維持・増進に努めます。
11	障害児（者）の日中活動支援	障害児（者）の日中における活動の場を提供し、家族介護者等の一時的な休息の確保に努めます。

4 外国人の子どもや家庭への支援

在留外国人の子どもや若者や海外から帰国した子どもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。

NO	事業名	事業内容
1	国際交流事業	外国籍の人が、日本で暮らしていくための必要なコミュニケーション能力を習得するため、市民ボランティアによる日本語教室の開催を支援します。
2	多言語支援教育	主に外国語を話す子どもに対し、多言語支援員を配置し、日本の学校生活に適応しやすくするためのサポートをします。

基本目標 8 次代を担う子どもや若者が活躍できるまちづくり

1 若者の生活基盤の確保

愛西市で暮らす若者が、良質な雇用環境の下で将来への展望を持って安心して生活できるよう、若者への就職支援の強化を図ります。

N0	事業名	事業内容
1	職業能力の向上・再就職支援	職業能力の向上を図るため、関係機関が行う技術習得の各種研修会等の情報提供を行います。また、再就職を希望している人を対象に、職業上必要な知識・技術を習得する機会の拡大を図るため、各種研修会等の情報提供や教育訓練給付金制度などの紹介と活用の促進に努めます。

2 結婚を望む人や新生活を始める世帯への支援の充実

新生活を始める際の住居確保に対する支援などの定住支援を通じて、結婚を希望する人々や新生活を始める世帯が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

N0	事業名	事業内容
1	定住支援の促進	結婚に伴う新生活を安心して暮らせるよう、新婚世帯に対して住居費や引っ越し費用の一部を助成します。

3 妊娠を望む人への支援

不妊や妊娠に関する相談支援や経済的支援を通じて、妊娠を望む人が安心して子どもを産み育てることができる環境を整えます。

N0	事業名	事業内容
1	不妊・不育治療費の助成	不妊・不育に悩む夫婦に対して、検査及び治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図り、少子化対策の充実を目指します。

第7章

子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業の基本的な枠組み

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

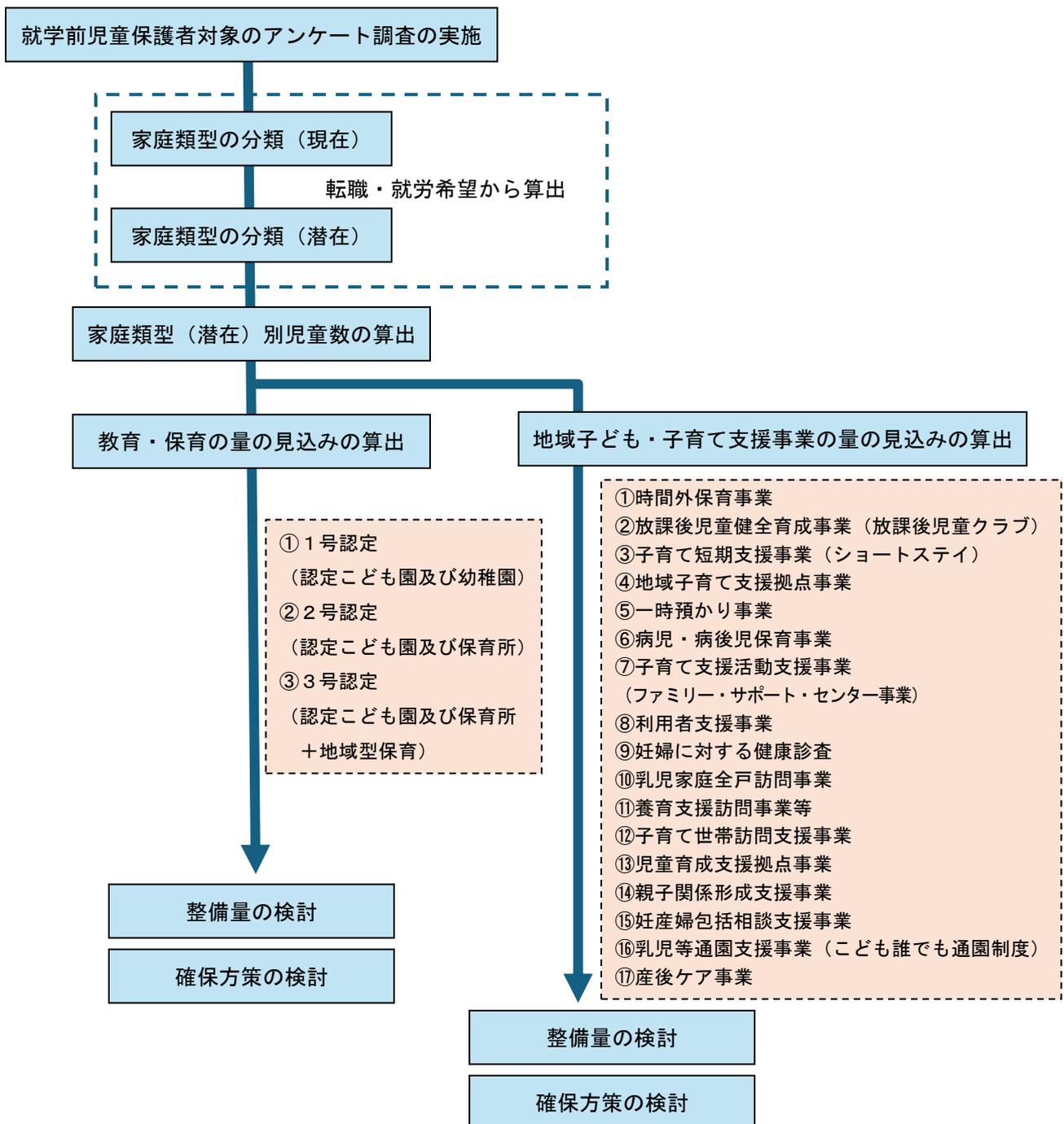
教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要があることから、本市では愛西市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

(2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した『第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

【教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー】



(3) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。認定は次の1～3号の区分で行われます。

<教育・保育の支給認定区分>

支給認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

<認定基準>

項目	認定基準
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

(4) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するためには、1～3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

<家庭類型>

父親	母親		フルタイム (産休・育休・ 介護休業中を 含む)	パートタイム (産休・育休・介護休業中を含む)			現在は就労 していない 就労したこ とがない
	父親不在			120時間以上	48時間以上 120時間未満	48時間未満	
母親不在	タイプA						
フルタイム (育休・介護休業中を含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上			タイプC	タイプE		
	48時間以上 120時間未満			タイプC'	タイプE'		タイプD
48時間未満			タイプD				タイプF
現在は就労していない 就労したことがない			タイプD				タイプF

(5) 子ども数の推計

各年度の推計の子どもの数（0～11歳）は、令和2～6年の住民基本台帳人口を基礎データとしコーホート変化率法により推計しています。

区 分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	336	325	329	329	325
1歳	305	369	357	361	361
2歳	375	325	393	381	385
0～2歳	1,016	1,019	1,079	1,071	1,071
3歳	414	393	341	412	400
4歳	343	422	401	348	421
5歳	440	350	431	409	355
3～5歳	1,197	1,165	1,173	1,169	1,176
6歳	450	448	356	438	416
7歳	443	456	454	361	444
8歳	442	447	460	458	365
6～8歳	1,335	1,351	1,270	1,257	1,225
9歳	446	445	450	463	461
10歳	466	450	449	454	467
11歳	494	465	449	448	453
9～11歳	1,406	1,360	1,348	1,365	1,381
0～11歳	4,954	4,895	4,870	4,862	4,853

2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。市内には2園の私立幼稚園があります。

保育園は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。市内には2か所の公立保育園、4か所の私立保育園、6か所の私立認定こども園があります。

図表6-1 教育・保育の量の見込みと確保方策

【1号認定】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	220	215	216	215	216
確保方策	474	477	477	477	477
②特定教育・保育施設 (幼稚園・認定こども園)	474	477	477	477	477
③確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
④提供量合計(②+③)	474	477	477	477	477
過不足(④-①)	254	262	261	262	261

【2号認定】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	932	906	913	910	915
幼児期の学校教育の利用希望が強い	105	102	103	103	103
上記以外	827	804	810	807	812
②確保方策 特定教育・保育施設	1,180	1,185	1,185	1,185	1,185
過不足(②-①)	248	279	272	275	270

【3号認定(0歳)】

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	75	77	77	75
確保方策	116	120	120	120	120
②特定教育・保育施設	116	120	120	120	120
③地域型保育事業	0	0	0	0	0
④提供量合計(②+③)	116	120	120	120	120
過不足(④-①)	36	45	43	43	45

【3号認定（1・2歳）】

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	451	445	450	442	446
1歳児	204	219	219	213	218
2歳児	247	226	231	229	228
確保方策	455	460	463	463	463
②特定教育・保育施設	455	460	463	463	463
③地域型保育事業	0	0	0	0	0
④提供量合計（②+③）	455	460	463	463	463
過不足（④-①）	4	15	13	21	17

(2) 0～2歳児の保育利用率

0～2歳児の保育利用率は、国から示された基本指針等に従い、推計した各年度の0～2歳の子どもの数に対する3号認定の教育・保育事業の利用児童数（量の見込み）の割合を元に、図表6-2のとおり定めます。

図表6-2 0～2歳児の保育利用率

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳児人口（人）	1,016	1,019	1,079	1,071	1,071
3号認定の教育・保育事業の利用児童数（人）	531	520	527	519	521
保育利用率（％）	52.3	51.0	48.8	48.5	48.6

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもが、保育園や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業です。

〈現状〉

令和6年現在、市内保育園等において、延長保育を18時30分まで行う保育園等が4か所、19時までが7か所、19時30分までが1か所となっています。

図表6-3 時間外保育事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人）	567	476
実施か所数（か所）	12	12

〈見込み量と確保方策〉

19時までの保育を希望する保護者に対しては、現状の体制を継続することで対応は可能となりますが、それ以降の終了時間への対応は、さらに延長する必要があるのか見極める必要があります。

図表6-4 時間外保育事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人）	544	536	553	550	552
②確保方策	延べ利用人数（人）	544	536	553	550	552
	実施か所数（か所）	13	13	13	13	13
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

〈現状〉

年々登録者数は増加しています。

図表 6-5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	922	959
クラブ数（か所）	16	16

〈見込み量と確保方策〉

放課後の適切な遊びと生活の場の確保に努めます。特に、ハード面の現状を踏まえながら、40人規模の教室を確保し、高学年への拡大については、平成26年度から開始した6年生までの受入れを継続し、対応していきます。

一部地域で長期休みのニーズ量が多いと見られるため、学校施設の活用や民間事業での受入れ等を行い、提供量を確保します。

図表 6-6 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延べ利用人数（人）	1,068	1,062	1,021	1,020	1,012
	1年生	211	214	201	199	194
	2年生	197	199	187	185	181
	3年生	208	211	198	196	191
	4年生	207	201	199	201	204
	5年生	160	155	154	156	158
	6年生	85	82	82	83	84
確保方策	延べ利用人数（人）	1,068	1,062	1,021	1,020	1,012
	1年生	211	214	201	199	194
	2年生	197	199	187	185	181
	3年生	208	211	198	196	191
	4年生	207	201	199	201	204
	5年生	160	155	154	156	158
	6年生	85	82	82	83	84

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

〈現状〉

必要な家庭には情報提供をし、利用希望があれば施設と調整しています。

図表6-7 子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	0	0
実施か所数（か所）	1	1

〈見込み量と確保方策〉

在宅サービスの充実と受け皿の確保を図るため、供給体制について検討していく必要があります。今後は、他の児童養護施設等との契約を検討し、ニーズに適切に対応していく予定です。

図表6-8 子育て短期支援事業（ショートステイ）の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	14	14	14	14	14
②確保方策	延べ利用人数（人日）	14	14	14	14	14
	実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〈現状〉

令和6年現在、6か所の子育て支援センターで実施しています。

図表6-9 地域子育て支援拠点事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	10,285	11,591
実施か所数（か所）	6	6

〈見込み量と確保方策〉

既存の子育て支援センターで、更なる子育て支援の充実を図ります。

図表6-10 地域子育て支援拠点事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	11,889	12,017	12,799	12,788	12,766
	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6
②確保方策	延べ利用人数（人日）	11,889	12,017	12,799	12,788	12,766
	実施か所数（か所）	6	6	6	6	6
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

① 一時預かり事業（幼稚園型）

通常の教育時間の前後や長期休暇期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

〈現状〉

令和6年現在、市内の幼稚園2か所において、事業を実施しています。

図表6-11 一時預かり事業（幼稚園型）の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	8,532	1,728
実施か所数（か所）	3	2

〈見込み量と確保方策〉

市内の幼稚園1園において、事業を実施します。

図表6-12 一時預かり事業（幼稚園型）の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1号認定 延べ利用人数（人日）	240	233	234	233	234
	2号認定	0	0	0	0	0
	合 計	240	233	234	233	234
②確保方策	一時保育（一時預かり 事業）（人日）	240	233	234	233	234
	上記以外（人日）	0	0	0	0	0
	実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

② 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

〈現状〉

公立保育園2園において、定員に余裕があったときに利用可能な余裕活用型にて一時預かり事業を実施しています。

図表6-13 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	71	69
実施か所数（か所）	4	2

〈見込み量と確保方策〉

現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、利用ニーズに対する確保を図ります。

図表6-14 一時預かり事業（幼稚園型を除く）の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	50	49	51	50	51
②確保方策	延べ利用人数（人日）	50	49	51	50	51
	実施か所数（か所）	2	2	2	2	2
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設などで児童を預かる事業です。

〈現状〉

本市においては、ファミリー・サポート・センターにて対応しています。

図表 6-15 病児・病後児保育事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	6	26
実施か所数（か所）	1	1

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、ファミリー・サポート・センターにおける受入れを継続し、対応していきます。また、医療機関と連携した病児・病後児保育も検討します。

図表 6-16 病児・病後児保育事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	26	26	26	26	26
②確保方策	延べ利用人数（人日）	26	26	26	26	26
	実施か所数（か所）	1	1	1	1	1
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしてほしい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

〈現状〉

生後57日から小学校6年生までの児童の保護者あるいは市内在住で家事、育児等の援助ができる家族がいない妊娠8か月から生後2か月（多胎児は生後12か月）までを養育する人が依頼会員に、心身ともに健康で子育て支援に関心のある人が提供会員となり、保育園、幼稚園等の送迎などの子育て支援、産前産後の家事支援、病児・病後児を含めた預かり等の援助活動を行っています。

図表6-17 ファミリー・サポート・センターの利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数（人日）	644	785

〈見込み量と確保方策〉

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、今後も提供会員の増加に向けて取組を進めていきます。また、講座や研修等を実施し、提供会員のスキルアップを図ります。

図表6-18 ファミリー・サポート・センターの見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ利用人数（人日）	920	997	1,079	1,168	1,265
②確保方策	延べ利用人数（人日）	920	997	1,079	1,168	1,265
過不足（②-①）		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、また妊娠している人などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施にあたり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用対象者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

〈現状〉

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、妊娠期からすべての妊産婦と子ども、保護者を切れ目なくサポートする愛西市の子育て総合相談窓口として、「あいさいっ子相談室（愛西市こども家庭センター）」を開設し、切れ目ない支援体制の構築や虐待予防に取り組んでいます。また、児童館や子育て支援センターが子育て世帯の相談機関を担っており、愛西市こども家庭センターと連携しながら支援する体制整備をしています。

〈見込み量と確保方策〉

支援体制の充実及び事業の継続性を図るため、関係機関との連携を密にし、支援体制を整えます。

また、中学校区に1か所を目安に設置することが原則とされる「地域子育て相談機関」の設置については、今後検討していきます。

図表6-19 利用者支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1
特定型	量の見込み(か所)	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
	確保方策(か所)	1	1	1	1	1

(9) 妊婦に対する健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の異常を早期に発見し、早期治療につなげることで、母体の健康管理及び胎児の健全な発育を促すことを目的として健康診査を行う事業です。

〈現状〉

妊娠届出をした人に対して、妊婦健康診査受診票14回分及び子宮頸がん検診1回の受診票を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。

図表6-20 妊婦に対する健康診査の実績

区 分	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数(人)	293	256

〈見込み量と確保方策〉

母子健康手帳交付時に受診票を交付していますが、今後も引き続き、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査費用の一部(14回分及び子宮頸がん検診費用)を助成していきます。

図表6-21 妊婦に対する健康診査の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	336	325	329	329	325
確保方策	<p>実施場所：愛知県内の医療機関及び助産所、県外の医療機関及び助産所 検査項目：基本健診、超音波検査、初回血液検査、血算、血糖、GBS(子宮頸管の細菌検査)、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査、子宮頸がん検査 実施時期：母子健康手帳交付時より出産前まで</p> <p>結婚年齢の上昇に伴う出産年齢の高齢化、また若年妊娠など、リスクの高い妊婦の増加により、妊婦健康診査は重要となっており、妊娠届出時のアンケートから把握したハイリスクの妊婦や病院から連絡があった妊婦に対して妊娠期から支援を行い、安心して妊娠・出産・育児が行える体制を確保します。</p>				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

〈現状〉

第1子の子どもや出生体重が2,500グラム未満の子どもを出産した人、第2子目以降で保健師の訪問を希望される人に対し、身長・体重の計測や、一人ひとりに合った子育てのアドバイス、今後の必要な市の母子保健事業や予防接種についての説明を行っています。また、母子保健推進員が、第2子目以降の子どもを出産された家庭を訪問し、その結果を担当保健師へ連絡し、必要に応じて相談できる体制をとっています。

図表6-22 乳児家庭全戸訪問事業の実績

区 分	令和4年度	令和5年度
訪問数（件）	289	282

〈見込み量と確保方策〉

少子化、核家族化により、祖父母や近隣住民からの援助が得られにくい中で、子育てをしていく保護者が孤立し不安に陥ることなく安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問に努めていきます。

図表6-23 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件)	328	317	321	321	317
確保方策	実施体制：保健師及び母子保健推進員 実施機関：健康推進課 委託団体等：委託なし 保健師、母子保健推進員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問します。				

(11) 養育支援訪問事業等

子育てに対し不安や孤立感を抱える家族や、様々な要因で養育支援が必要であると判断した家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う養育支援訪問員や保健師による訪問を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

〈現状〉

訪問件数は、年度によってばらつきがあります。

図表 6-24 養育支援訪問事業等の実績

区 分	令和4年度	令和5年度
訪問数（件）	23	5

〈見込み量と確保方策〉

養育支援訪問員の養成と保健師の更なるスキルアップを図り、活動を充実させていきます。

図表 6-25 養育支援訪問事業等の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(件)	20	19	20	19	19
確保方策	実施体制：養育支援訪問員及び保健師 実施機関：健康推進課 委託団体等：委託なし 養育支援訪問員、保健師の継続訪問による支援を行います。				

(12) 子育て世帯訪問支援事業

令和4年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

〈現状〉

事業実施に向けて体制を検討しています。

〈見込み量と確保方策〉

令和7年度より事業を開始予定であり、支援が必要な子育て家庭に対して相談支援や家事・子育て支援を実施します。

図表6-26 子育て世帯訪問支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ利用人数（人日）	2	2	2	2	2
確保方策	延べ利用人数（人日）	2	2	2	2	2

(13) 児童育成支援拠点事業

令和4年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

〈現状〉

支援が必要な家庭には訪問等を行い、必要な居場所や社会資源について子どもや保護者と検討しています。

〈見込み量と確保方策〉

市内には、子ども食堂を実施している団体があるため、今後は団体と連携しながら体制の整備を検討します。

(14) 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法の改正により、新たに創設された制度であり、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

〈現状〉

事業実施に向けて体制を検討しています。

〈見込み量と確保方策〉

児童の心身の発達に応じた相談を行うとともに、事業の周知に努めます。

図表 6-27 親子関係形成支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数（人）	4	4	4	4	4
確保方策	実人数（人）	4	4	4	4	4

(15) 妊産婦包括相談支援事業

地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

〈現状〉

本市においては、「伴走型相談支援」として、安心して出産・子育てができるよう、保健師等が妊娠届出時の面接、妊娠 8 か月前後の電話訪問、こんにちは赤ちゃん訪問等を実施し、情報発信や相談の受付などを継続的に実施し必要な支援につなげています。

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、愛西市こども家庭センターにおいて、すべての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができる環境整備に向けた伴走型の相談支援の充実を図ります。

図表 6-28 妊産婦包括相談支援事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	妊娠届け出回数（回）	336	325	329	329	325
	1組当たり面談回数（回）	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数（回）	1,008	975	987	987	975
確保方策	面談実施合計回数（回）	1,008	975	987	987	975

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の就労有無や理由を問わず月一定時間まで保育施設を利用することができるようにする制度です。

〈見込み量と確保方策〉

本市においては、令和8年度からの国の本格実施に沿って対応します。

図表6-29 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込みと確保方策

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	0	6	6	6	6
0歳児	0	2	2	2	2
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2
②確保方策（人日）	0	6	6	6	6
0歳児	0	2	2	2	2
1歳児	0	2	2	2	2
2歳児	0	2	2	2	2

(17) 産後ケア事業

出産後1年以内で、心身の不調や育児不安等があるなど支援が必要な母親及びその子どもに対し、母親への身体的・心理的支援や育児指導・社会的資源の紹介等を行う事業です。令和6年の子ども・子育て支援法の改正により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられました。

〈現状〉

産後に支援が必要な産婦が医療機関に宿泊し、身体のケアや育児のサポートを受けられる体制を整備しており、4か所の医療機関で実施しています。

図表6-30 産後ケア事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	8	19

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、産後の支援を必要とする産婦の負担が軽減できるよう、事業の周知に努め、利用を促進するとともに、現状の提供体制を維持することで、提供量の確保を図ります。

図表6-31 産後ケア事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数（人日）	81	78	79	79	78
確保方策	実人数（人日）	85	80	80	80	80

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設などの利用者負担額については、市の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

年収360万円未満相当世帯に対しては、食事の提供に要する費用のうち、副食費（おかず代等）として、国の定める金額を上限として補助を行います。また、子育てしやすいまちを目指すため、年収360万円以上相当世帯に対して、市独自に副食費の補助を行います。

〈現状〉

図表6-32 実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用実績

区 分	令和4年度	令和5年度
国基準補助分（人）	39	24
市独自補助分（人）	1,176	1,105

〈見込み量と確保方策〉

引き続き、国動向を勘案しながら事業を実施します。

図表6-33 実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込みと確保方策

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	国基準補助分（人）	2	2	2	2	2
	市独自補助分（人）	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310
確保方策	国基準補助分（人）	2	2	2	2	2
	市独自補助分（人）	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新子育て安心プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育園、地域型保育事業などの整備を促進していくこととされています。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほか、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行います。

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(20) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市における、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・対応に資することを目的とし、システム管理を行うことで、虐待に関する関係機関との連携を強化し、情報がスムーズに共有できるようにしています。

4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受入れられる施設であることを周知するとともに、将来的な児童人口の減少を見据え、幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を検討します。また、認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携も検討します。

5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化する制度である「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県による立入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第8章

計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「愛西市子ども子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価をし、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとし、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取組については、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

資料

1 用語解説

愛西市こども家庭センター

「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、妊娠期からすべての妊産婦と子ども、保護者を切れ目なくサポートする愛西市の子育て総合相談窓口。改正児童福祉法により、市区町村には設置が努力義務となった。

愛西市発達支援センター

障害の子ども、障害の疑いのある子ども、障害のある人及びその家族等を対象として、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業を行う。事業を通じて早期発見、早期療育、発達障害児等の特性に応じた支援、相談を行う施設。

アウトリーチ支援

支援が必要であるにもかかわらず、情報や手段がないために自ら支援を求められない、または求めない人に対して、積極的に働きかけること。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる。

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。

国勢調査

日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治・行政で広く利用さ

れることはもとより、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されている。

国立社会保障・人口問題研究所

社会保障と人口問題に関する調査研究を通じて、人々の生活を支える政策形成に資する基盤を提供することを目的とする厚生労働省の施設等機関。

子育てポータルサイト

愛西市の子育てに関する情報が1か所に集約し、子育てに関する様々な講座・イベントや予防接種などに関する情報を掲載しているサイト。

こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月に公布された法律。令和5年4月1日から施行され、同日、こども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足した。

子ども食堂

地域住民や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもやその親等に栄養のある食事やあたたかな団らんを提供するコミュニティの場。

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱。令和5年12月22日に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱及び子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法律。平成25年に公布された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和6年に改正され本法となった。

コーホート変化率法

コーホートとは、同期間に生まれた集団のことをいい、コーホート変化率法は、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法。

児童の権利に関する条約

18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、平成元年11月20日に国連総会で採択された条約。我が国は平成6年4月22日に批准し、同年5月22日に発効した。

主任児童委員

「民生児童委員」参照

少年補導委員会

警察署長から委嘱され、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、街頭をパトロールして、少年補導、少年を取り巻く有害環境の発見、危険箇所の点検を行う民間ボランティア。また、非行防止のための広報啓発を行う。

新子育て安心プラン

令和2年、厚生労働省は待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」を公表した。「新子育て安心プラン」では、令和3年度から令和6年度末の4年間で約14万人の保育の受け皿を整備するほか、①地域の

特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の活用を柱として取組を進めている。

男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

地域型保育事業

地域型保育事業は、原則0～2歳児を対象としており、特に大都市部で問題となっている待機児童対策の解消や、地方の児童人口減少地域での地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指している。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組み。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑬妊婦健康診査、⑭産後ケア事業の14事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされている。

特定教育・保育施設

教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）のうち、施設型給付費を受ける対象施設として、市町村が確認を行った施設。

晩婚化

結婚する年齢が高くなること。

保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。

民生児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。一部の民生児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

ワーク・ライフ・バランス

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。労働力確保等を通じた我が国社会経済の長期的安定の実現や持続可能性の確保にとって大変重要な課題であり、その実現に取り組むため、経済界、労働界、地方の代表者、関係会議の有識者で構成する「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」を開催し、平成19年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

2 愛西市子ども子育て会議設置要綱

平成 25 年 7 月 12 日

訓令第 40 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日訓令第 14 号

令和元年 6 月 3 日訓令第 18 号

(設置)

第 1 条 愛西市子ども子育て支援事業計画及び愛西市子育て応援プラン（以下「事業計画」という。）の策定及び事業計画の推進を図るため、愛西市子ども子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(役割)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 事業計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 事業計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他事業計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援関係者
- (5) 子育て当事者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、依頼のあった日から 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見や説明を求めることができる。
(プロジェクトチーム)

第7条 市長は、子育て支援に関する施策の円滑な推進を図るため、施策を横断的に検討する必要があると認める場合には、プロジェクトチームを設置することができる。

- 2 プロジェクトチームは、市長が指名する者で組織する。
(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。
(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 7 月 1 6 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 3 1 日訓令第 14 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 3 日訓令第 18 号)

この訓令は、公表の日から施行する。

3 愛西市子ども子育て会議委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所属団体等
学識経験者	吉村 讓	岡崎女子大学教授
学識経験者	佐藤 言葉	歯科医師会代表
教育関係者	難波 知里	教育委員会委員
教育関係者	堀田 真吾	認定こども園代表
保育関係者	日比野 久美子	保育園代表
子育て支援関係者	吉川 哲也	児童館・子育て支援センター代表
子育て支援関係者	青木 夕紀子	主任児童委員（佐屋地区）
子育て支援関係者	安達 和枝	主任児童委員（佐織地区）
子育て支援関係者	神田 倫代	主任児童委員（立田地区）
子育て支援関係者	鈴木 幸子	主任児童委員（八開地区）
子育て当事者	小塚 陽子	市民代表
子育て当事者	山内 清乃	市民代表
子育て当事者	寺本 英予	市民代表

4 策定経緯

年月日	内容
令和6年 1月16日～ 2月13日	■子育て支援に関するアンケート調査、若者の生活実態に関するアンケート調査の実施
8月30日	■令和6年度第1回愛西市子ども子育て会議 ・愛西市子ども・子育て支援事業計画について
11月18日	■令和6年度第2回愛西市子ども子育て会議 ・愛西市こども計画について
令和7年 1月7日～ 2月5日	■パブリックコメントの実施
2月28日	■令和6年度第3回愛西市子ども子育て会議 ・愛西市こども計画について

愛西市子ども計画

発行年月：令和7年3月

(一部改訂 令和8年2月)

発行：愛西市

編集：健康子ども部 子育て支援課

〒496-8555 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

T E L : 0567-55-7118 F A X : 0567-26-5515